

社会・援護局関係主管課長会議

平成21年5月12日（火）

厚生労働省社会・援護局

目 次

	頁
I 今般の「経済危機対策」に基づく政府の取組について・・・・・・・・・・	1
II 住居を失った離職者を支援する新たなセーフティーネットの構築	
1 新たなセーフティーネットの全体像について・・・・・・・・・・	3
2 住宅手当緊急特別措置事業（案）の概要について・・・・・・・・	9
3 生活福祉資金貸付事業の見直しについて・・・・・・・・・・	12
4 臨時特例つなぎ資金貸付事業（案）の概要について・・・・・・・・	21
5 ホームレス支援策の拡充について・・・・・・・・・・	23
6 他の住居確保・生活支援策について・・・・・・・・・・	25
○ 解雇等による住宅喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について	
○ 緊急人材育成・就労支援基金（仮称）の概要	
III 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援(案)について・・	28
IV 就労意欲喚起等支援事業の促進について・・・・・・・・・・	33
V 生活保護費負担金について・・・・・・・・・・	36
VI 実施体制の強化について・・・・・・・・・・	37
VII 社会福祉施設等の耐震化等の整備・・・・・・・・・・	40
VIII 福祉・介護人材確保対策の拡充について・・・・・・・・・・	44
○ 参考資料	
・ 経済危機対策関係資料	
経済危機対策・・・・・・・・・・	47
経済危機対策 主な施策のポイント～抜粋～・・・・・・・・	86
・ 平成21年度厚生労働省補正予算(案)の概要（省PR資料）・・・・・・・・	95
・ 平成21年度補正予算(案)の概要（社会・援護局PR資料）・・・・・・・・	105
・ 保護の動向・・・・・・・・・・	108

I 今般の「経済危機対策」に基づく政府の取組について

- 昨年夏以降の経済金融情勢の悪化に対し、政府は、財政措置12兆円を含む総額75兆円規模となる経済対策をまとめ、現在、平成21年度予算を速やかに執行し、景気回復を最優先課題として取り組んでいるところである。しかし、昨年末以降も、我が国の景気は急速な悪化が続いており、世界的な景気後退を背景に輸出や生産が大幅に減少するとともに、雇用失業情勢も急速に悪化しつつある。
- このような経済金融情勢等を踏まえ、本年4月10日、政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において「経済危機対策」が決定された。この対策においては、
 - ① 緊急的な対策として、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策を講じ、経済の「底割れ」を防ぐこと、
 - ② 未来への投資として、中長期的な成長を図るため、新たな経済成長戦略等を踏まえ、低炭素革命、健康長寿・子育て、底力発揮・21世紀型インフラ整備の3つのプロジェクトのうち、特に緊急に実施すべき施策を実行すること、
 - ③ 国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員すること、
 - ④ 需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の支援等のため、関連する税制について所要の整備を行うこと、の4つを柱として具体的な施策を講ずることとしている。
- 特に、雇用対策については、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出などの緊急雇用対策の拡充・強化を行うこととされている。
- 政府としては、この「経済危機対策」を実施するため、4月27日、平成21年度補正予算案を国会に提出し、経済危機対策関係経費として約14兆7000億円を計上したところ。

- このうち、厚生労働省関係の緊急雇用対策として約2兆5000億円が計上され、雇用対策の緊急的かつ大幅な拡充を図るとともに、雇用と住居を失った者に対する支援策を総合的に講ずることとしている。

- このような緊急雇用対策を効果的に実施するためには、国と地方公共団体などの関係機関が緊密に連携して、積極的に経済危機対策に取り組むことが重要であり、地方公共団体におかれても、経済危機対策に係る事業への速やかな対応とその円滑な実施に格段の協力を願います。

Ⅱ 住居を失った離職者を支援する新たなセーフティネットの構築

1 新たなセーフティネットの全体像について（参考1、参考2）

- 平成21年度補正予算案においては、厳しさを増している雇用失業情勢に対応するため、休業、教育訓練等を実施した事業主を対象とする雇用調整助成金の拡充や、地域のさらなる雇用創出のための緊急雇用創出事業（基金）の積み増し等を実施することとしている。
- あわせて、新たなセーフティネットを構築し、離職者の生活及び求職活動を支援するため、職業訓練、再就職、生活、住宅への総合的な支援に取り組むこととしている。

※ 離職者の生活の安定を図り、求職活動を支援することについては、まずは雇用保険制度の失業等給付が基本である。雇用保険制度については、適用範囲の拡大や、受給資格要件の緩和、給付日数の充実など、非正規労働者等に対するセーフティネット機能の強化等を図る改正が行われ、本年3月31日より施行されている。

- すでに、離職に伴い、住居を喪失した者への住居費・生活費の支援として、昨年12月から、就職安定資金融資（低利・就職時の返還免除あり）を実施しているが、これについては、より使いやすくなるよう、逐次、運用が改善されている。
- 加えて、今回の平成21年度補正予算案では、緊急雇用対策として、新たに、離職者のうち雇用保険制度の失業等給付を受給していない者について、職業訓練を受講している期間中の生活保障のための給付と貸付（訓練・生活支援給付（仮称））を創設し、雇用のミスマッチの解消等を図るための能力開発を後押しすることとしている。
- また、雇用保険制度の給付が終わった長期失業者や、住居を失い就職活動が困難となっている者に対しては、民間職業紹介事業者への委託により、再就職支援、住居・生活支援を行うこととしている。

- さらに、上記雇用対策の拡充と一体となって、就職安定資金融資や住宅手当（新設）などを受けるまでの期間の生活費の貸付制度（臨時特例つなぎ資金貸付）を新たに設けるほか、上記の雇用施策の対象とならない離職者（例えば、住居喪失のおそれのある者や、上記雇用対策では就職できない者）の就職活動と住居費・生活費を支援するため、①住宅手当の創設、②生活福祉資金の抜本的見直し（総合支援資金融資の創設等）などの施策を新たに講ずる。

- これらの新たな支援策を就労意欲のある離職者（ボーダーライン層）に対し、いわば「新たなセーフティネット」として実施することで、これまで以上に離職者の再就職の支援及び生活の安心の確保を図ることとしている。

- 加えて、以上のような様々な施策を講じても、なおホームレスとなることを余儀なくされる者が増加するおそれがあるため、借り上げ方式により緊急一時宿泊施設を確保することとしている。

雇用と住居を失った者に対する総合支援策について(案)

現下の厳しい雇用情勢のもと、派遣労働者の雇い止め等により住居喪失する者の増加が更に懸念されることから、雇用対策を中心として、住居を喪失した離職者に対する対策に万全を期することが必要。

このため、以下の取組を通じて、住居を喪失した離職者に対する生活・住宅・就労に係る総合的な支援を実施。

1 住居喪失離職者に対する雇用対策

①全国のハローワークにおける住居確保相談(20年12月から実施中)

- ・安定就職コーナー(187カ所)・キャリアアップハローワーク(5カ所)
- ・住居・就労確保支援員(226人)
- ・社員寮付きの求人紹介

②住居を喪失した者に対する住居費・生活費の貸付(就職安定資金融資)(20年12月から実施中)

- ・住宅入居初期費用:50万円 家賃補助:月6万円(6か月) 生活費等:月15万円(6か月)

★ハローワークが本人に対して融資手続中であることの証明書を発行することにより、本人の賃貸住宅物件の探索を円滑化し入居までの期間短縮を図る(現在は、手続開始から貸付・入居まで1~2週間)

③雇用促進住宅の最大限活用(20年12月から実施中)

- ・全国の雇用促進住宅(空戸3.9万戸)への6ヶ月間の緊急的な入居

★(独)雇用・能力開発機構の中期目標変更(「平成23年度までに1/3の住宅を譲渡・廃止」の削除等)による雇用促進住宅活用の促進

④職業訓練期間中の訓練・生活支援給付の創設(雇用保険非受給者)

- ・給付と貸付により、月20万円程度の支援

⑤住居喪失・就職活動費不足の就職活動困難者(雇用保険非受給者)に対する民間職業紹介事業者による住居・生活・就職支援

- ・緊急人材育成・就職支援基金(仮称)による「就職活動困難者支援事業」
- ・民間職業紹介事業者による3ヶ月の生活・就職支援(支援期間中は住居の提供)

※その他事業主を通じて次の措置を実施

- 離職後、当面の間、社宅への入居を継続できるようハローワークから事業主に対して要請(20年12月から実施中)
- 離職後、当面の間、社宅への入居を継続させた事業主に対して助成(離職者住居支援給付金)
 - ・1人1月あたり4~6万円(最大6か月分)

改善

改善

新規

新規

2 上記雇用対策の対象となり得ない低所得者のうち就職活動を行う者(上記給付等が終了し、なお支援が必要な者を含む)について、補完的に以下の施策を実施。

新規

①住宅手当制度の創設

- ・対象者:住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者を対象
- ・支給要件:就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行っている者
- ・支給期間:6月間
- ・支給額 :地域ごとに上限額を設定 (生活保護の住宅扶助特別基準に準拠)
例 53,700円(東京都単身者)、69,800円(東京都複数世帯)

改善

②生活福祉資金の抜本的な見直し

- ・総合支援資金(仮称)の創設
継続的な生活相談・支援(家計指導、就労支援等)とあわせて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援
 - 1)一時生活再建費 :60万円以内
 - 2)住宅入居費 :40万円以内
 - 3)生活支援費 :2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)、最長1年間
- ・生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和
連帯保証人の要件緩和
※ 連帯保証人を確保することができない場合も生活福祉資金の貸付を受けられるようにする。
貸付利率の低減化(現行、年3%)
※ 連帯保証人を確保した場合は無利率、連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に低減
- ・相談体制の強化
市町村ごとに利用者の相談にきめ細かく応じられるよう、貸付窓口の体制を強化する。

新規

3 公的給付等による支援を受けるまでの間における「つなぎ支援策」

「臨時特例つなぎ資金貸付」(仮称)の創設

- ・公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を、10万円を限度に貸し付ける。

ホームレス支援策の再構築について(案)

改善

①旅館・空き社員寮等の借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の推進

・自治体が、地域の実情に応じて施設を設置できるよう、旅館・空き社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を活用した緊急一時宿泊施設の設置を推進する。

改善

②緊急一時宿泊事業利用者に対する巡回相談事業の充実

・ホームレス自立支援員が、借り上げ方式の緊急一時宿泊事業を利用する者に対して行う巡回相談(生活相談、就職相談)について、相談体制を充実し、その自立を促進する。

住宅・生活支援等

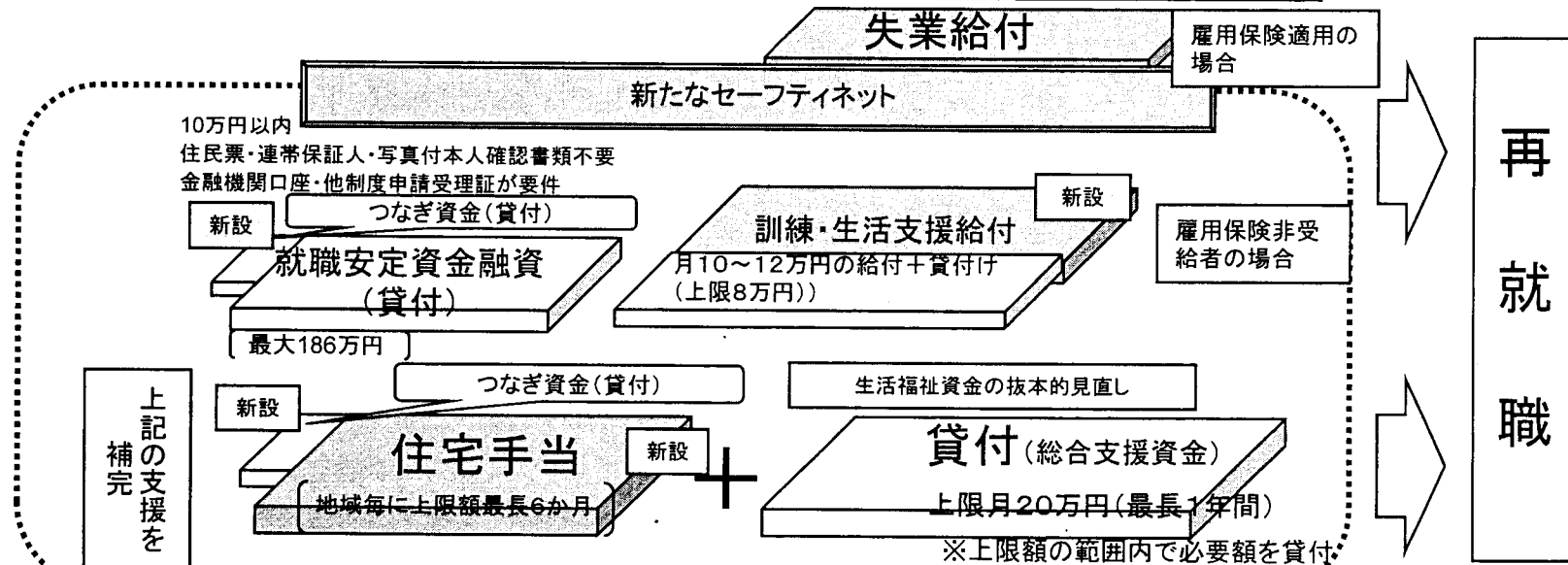
現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年3月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助)

2 住宅手当緊急特別措置事業（案）の概要について

(1)趣旨

- 就職活動を行って就労するためには、住民票や金融機関の口座などが必要となる場合が多く、これらを揃えるためには安定した住居が必要であること、アパート等の家賃は毎月発生する固定的経費であること等から、離職者が就職活動を安心して行うことができるよう、住宅費について給付（住宅手当）を実施する。

(2)事業実施期間

- 当面、平成21年度の緊急措置（平成21年10月実施予定）
※当事業については、来年度の予算要求を検討中。

(3)事業実施主体

- 都道府県、指定都市、中核市、その他市区町村（町村は福祉事務所を設置している町村に限る。）

(4)支給対象者

- 2年以内に離職した者であって、就労能力と就労意欲のあるもののうち、次のいずれかに該当する者（離職前に主たる生計維持者であった者に限る。）
 - ①住居を喪失している者
 - ②住居を喪失するおそれのある者（(5)の収入要件と資産要件を満たす者で、アパート、公営住宅等を借りしているもの。）

(5)支給要件

①収入要件

- ・受給者は、原則収入なしであること。ただし、当該世帯に一時的な収入等があっても、一定額（単身世帯約100万円、複数世帯約200万円。検討中）を超えない場合は支給する。

②資産要件

- ・受給者は、預貯金が一定額（単身世帯約50万円、複数世帯約100万円。検討中）を超えないこと。

③就職活動要件

- ・ 受給者は、常用就職の意欲があり、常用就職に向けた就職活動を行っていること。
- ・ 支給期間中、受給者は、ハローワーク等の訪問、地方自治体の就労支援担当者との面談及び報告等を行うこと。

(6) 支給期間 6月間

(7) 支給額

地域ごとに上限額を設定（生活保護の住宅扶助特別基準額と準拠）

（住宅扶助特別基準額の例）

○単身者

1-1級地	53,700円（東京都）
2-1級地	42,000円（大阪府）
3-1級地	24,200円（鹿児島県）

○複数世帯

1-1級地	69,800円（東京都）
2-1級地	55,000円（大阪府）
3-1級地	31,500円（鹿児島県）

(8) 就労支援員の配置

各実施主体に、事業の効果的な実施に必要な就労支援員を配置する。

(9) 補正予算案の内容

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金

○給付費及び事務費（補助率：国10/10）

離職者への住宅手当等に係る支援の手続の大まかな流れ（案）

※ 職と住まいを失い、手持ちの金銭がない者の場合。

※ 現在、詳細な事務手続を検討中であり、今後変更することがありうる。

- ① ハローワーク（求職者総合支援センターを含む。）の訪問
 - ・ 就職等の相談
 - ・ 就職安定資金融資の利用の検討
 - ・ 訓練・生活支援給付の利用の検討（職業訓練の受講を検討する場合）



雇用保険の受給資格がなく、さらに就職安定資金融資や訓練・生活支援給付が実施されない場合

- ② 地方自治体の訪問
 - ・ 住宅手当の利用の検討
 - ※あわせて、都道府県社会福祉協議会による臨時特例つなぎ資金（仮称）貸付及び総合支援資金（仮称）融資の利用の検討
- ③ 地方自治体に住宅手当の申請
- ④ 都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）に臨時特例つなぎ資金貸付の申請。貸付実施。
- ⑤ 都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）に総合支援資金融資（住宅入居費及び生活支援費）の申請。住宅入居費の融資実施。
- ⑥ 不動産業者等と賃貸契約を締結
- ⑦ 住宅手当の支給開始
- ⑧ 生活支援費の融資開始
 - ↓
 - 就職活動（ハローワーク、地方自治体等による就職支援）

3 生活福祉資金貸付事業の見直しについて

(1) 見直しの趣旨

現下の厳しい雇用失業情勢の中、今後、失業者、低所得者が急増することが見込まれており、これらの者に対するセーフティネット施策の一つである生活福祉資金貸付事業がさらに活用しやすく、低所得者等に対して効果的な支援を実施できるよう、抜本的な見直しを行う。

(2) 見直しの内容

① 資金種類等の整理・統合

- 現行10種類の資金種類を統合し、利用者にとってわかりやすく、かつ、利用者の資金ニーズに応じた柔軟な貸付を実施する。

※ 見直し後の資金種類、貸付要件等の案については、別紙1のとおり。

(参考)見直し後の資金種類	
【現行】	【見直し案】
資金種類	限度額
1 更生資金(年3%)	1 総合支援資金(仮称) (継続的な支援必須)
生業費(低所得世帯)	生活支援費 ※ 最長1年間の生活費
生業費(障害者世帯)	(二人以上)月20万円以内 (単身)月15万円以内
技能習得費(低所得世帯)	住宅入居費 ※ 敷金、礼金
技能習得費(障害者世帯)	40万円以内
2 福祉資金(年3%)	一時生活再建費 ※ 一時的な需要に対応
福祉費	50万円以内
障害者等福祉用具購入費	※住宅改築等は250万円
障害者自動車購入費	170万円
中国残留邦人等国民年金追納費	250万円
3 療養・介護等資金(無利子)	2 福祉資金
4 災害援護資金(年3%)	福祉費
5 緊急小口資金(年3%)	緊急小口資金
6 修学資金(無利子)	福祉費
修学費	500万円以内
就学支度費	※資金の用途に応じて目安額を設定
7 離職者支援資金(年3%)	3 教育支援資金(仮称)
8 自立支援対応資金(年3%)	教育支援費(仮称)
9 長期生活支援資金(長ブラ)	就学支度金
10 要保護世帯向け長期生活支援資金(長ブラ)	4 不動産担保型生活資金(仮称)
	(一般世帯向け)
	(要保護世帯向け)
	月30万円以内
	生活扶助額の1.5倍

○ 総合支援資金（仮称）の創設

- ・ 失業や減収等により生活に困窮している者について、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付を行うことにより生活の立て直しを支援する。

※ 現在検討している案については、別紙2のとおり。

② 連帯保証人要件の緩和

- 原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても、貸付を行えるようにする。

※ ただし、教育支援資金（仮称）（現行の修学資金）及び不動産担保型生活資金（仮称）（現行の長期生活支援資金）については、現行の取扱いのとおりとする。

③ 貸付利子の引き下げ

- 失業や減収等により生活が困窮している者の借り入れに伴う負担を軽減し、本貸付事業の利用の促進を図るため、利子について、現行の年3%から無利子又は引き下げを行う。

- ・ 連帯保証人を確保した場合は無利子
- ・ 連帯保証人を確保できない場合は年1.5%に引き下げ

※ ただし、緊急小口資金については、連帯保証人を確保できない場合であっても無利子とする。教育支援資金（仮称）（現行の修学資金）及び不動産担保型生活資金（仮称）（現行の長期生活支援資金）については、現行の取扱いのとおりとする。

(3) 補正予算案の内容

(目) セーフティネット支援対策等事業費補助金

- | | |
|---|------------------------|
| { | ①貸付原資（補助率：国10／10） |
| | ②欠損補てん積立金（補助率：国10／10） |
| | ③事務費（補助率：国1／2、都道府県1／2） |

① 貸付原資について

今回の抜本的な見直しを行うに当たっては、既に各都道府県社会福祉協議会が有している貸付原資を整理し、活用できるものについて見直し後の貸付原資とすることとしている。

しかしながら、現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇い止め等により、今後、貸付件数及び貸付金額が増えることが予想される。また、連帯保証人要件の緩和等を行うことに伴う貸付件数等の増加も見込まれる。

こうした状況の下で、本貸付事業が安定した運営を確保できるよう、その資金ニーズに合わせて、貸付原資を特例として国の負担（補助率10/10）で積み増すこととする。

② 欠損補てん積立金について

今後、解雇や雇い止め等による離職者への貸付件数及び貸付金額が増大することが予想される。また、連帯保証人が確保できない者に対しても貸付を可能とすることにより、貸し倒れが増大することが予想される。これらにより、増大する貸し倒れリスクに対応するため、欠損補てん積立金については、特例として国の負担（補助率10/10）で積み立てることとする。

③ 事務費について

今後、貸付件数が増えることが見込まれることから、増大する事務量に適切に対応できるよう都道府県社会福祉協議会、市町村社会福祉協議会の実施体制を強化する必要がある。特に、低所得者等に対する効果的な支援を実施していくためには、市町村社会福祉協議会の相談支援体制の強化が必須である。今回、そのために必要な事務費についても予算措置を行うこととしている（補助率1/2）。

各都道府県におかれては、本貸付事業が低所得者等に対するセーフティネットの一つとして効果的な支援を行えるよう、必

要な事務体制の整備についてご配慮いただきたい。

(4) 留意事項

- 資金種類ごとの詳細な貸付要件及び貸付決定、償還等にかかる事務手続きについては、おって通知することとしている。

- 今回の抜本的な見直しは、現下の厳しい雇用失業情勢の中、生活福祉資金貸付事業について、失業者や低所得者等の就業、自立を効果的に支援し、その生活の立て直しのための資金ニーズ・支援ニーズに的確、迅速、柔軟に対応できるようにすることで、制度の趣旨が遺憾なく発揮できるようにしようとするものである。この新たな枠組みによる貸付が、支援を必要としている者に適切に活用されるためにも、今回、見直し後の新たな貸付スキームに基づく必要な貸付原資の確保と、貸し倒れの際の欠損補てん金の積み立てを、いずれも特例として国の負担（補助率10/10）で実施することとしている。

この新たな枠組みの下で、現下の経済情勢に的確に対応した貸付を行うためには、既存債権について適切に対応していただくことがあわせて必要である。このため、既に各都道府県社会福祉協議会が有している既存債権の精査を通じた貸付原資の整理を行い、その上で引き続き活用できるものについて、見直し後の貸付原資としていただくこととする。これを踏まえて、新たな枠組みに基づく貸付に当てるための原資については、必要額を補助することとしている。

既存債権の精査に当たっては、償還免除の要件に該当する債権については適切に免除を行った上で、見直し後の貸付原資として活用されたい。

【参考】償還免除の要件

- 1 借受人が死亡した場合であって、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。ただし、連帯借受人がいる場合はこの限りでない。
- 2 連帯借受人が死亡した場合であって、借受人、相続人又は連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。
- 3 借受人が償還期限到来後2年以上所在不明となっている場合であって、相続人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。ただし、連帯借受人がいる場合はこの限りでない。
- 4 連帯借受人が償還期限到来後2年以上所在不明となっている場合であって、借受人、相続人又は連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが困難であると認められるとき。
- 5 償還期限到来後2年経過してもなお借受人、連帯借受人及び連帯保証人から当該償還未済額を償還させることが著しく困難であると認められるとき。
- 6 当該償還未済額について時効が完成しているとき。

○ 施行時期

本貸付事業の見直しの施行については、本年10月を目途として準備作業を進めているところであり、おって通知することとしている。

(別紙1)

【貸付条件等一覧】

資金の種類			貸付条件					
			貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利率	保証人	
総合支援資金 (仮称)	生活支援費	・生活再建までの間の生活資金	(二人以上) 月20万円以内 (単身) 月15万円以内 ・貸付期間:12月以内	貸付の日から6月以内	20年以内	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	(不要)	
	住宅入居費	・敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40万円以内					
	一時生活再建費	・生活再建に必要な一時的な費用 就職・転職を前提とした技能習得に要する経費 滞納している公共料金等の立て替え費用 債務整理をするために必要な経費 等	60万円以内					
〔現行〕 離職者支援資金、自立支援対応資金を拡充			10~20万円以内 ・貸付期間:12月以内	2~12月以内	7年以内	年3%	要	
福祉資金 (仮称)	福祉費	<ul style="list-style-type: none"> ・生業を営むために必要な経費 ・結婚、出産及び葬祭に際し必要な経費 ・住居の移転等に際し必要な経費及び給排水設備、電気設備、暖房設備を設けるために必要な経費 ・住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅を譲り受けるために必要な経費 ・就職又は技能を習得するために必要な支度をする経費 ・障害者世帯又は高齢者世帯が日常生活の便宜を図るための福祉用具等の購入等に必要な経費 ・障害者世帯が日常生活の便宜等を図るための自動車の購入に必要な経費 ・中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費 ・災害を受けたことによる困窮から自立のために必要な経費 ・その他、日常生活上一時的に必要な経費 ・負傷又は疾病の療養を行うために必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費 ・介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費及びその介護サービス、障害者サービス等の受給期間中の生計を維持するために必要な経費 	500万円以内 ※資金の用途に応じて目安額を設定	貸付の日から6月以内	20年以内 ※1ヶ月当たりの償還額がおおむね1万円程度になるよう設定	保証人あり 無利子 保証人なし 年1.5%	(不要)	
								〔現行〕 更生資金、福祉資金、療養・介護等資金※、災害援護資金に相当
		緊急小口資金	・緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の資金	10万円以内	貸付の日から2月以内	8月以内	無利子	不要
		〔現行〕	同上	同上	4月 (5万円を超える貸付にあっては、8月以内)	年3%	同上	

資金の種類			貸付条件				
			貸付限度額	据置期間	償還期間	貸付利子	保証人
教育支援資金(仮称)	教育支援費	・低所得世帯に属する者が高校、大学又は高専に修学するために必要な経費	<高校>月3.5万円以内 <高専>月6万円以内 <短大>月6万円以内 <大学>月6.5万円以内	卒業後6月以内	20年以内	無利子	(不要) ※世帯内で連帯借受人が必要
	就学支度費	・低所得世帯に属する者が高校、大学又は高専への入学に際し必要な経費	50万円以内	卒業後6月以内			
			[現行]	同上	同上	同上	同上
不動産担保型生活資金(生活)	低所得世帯向け	・低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸付	・土地の評価額の70%程度 ・月30万円以内	—	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	要 ※推定相続人の中から選任
		[現行]	同上	—	同上	同上	同上
	要保護世帯向け	・要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金の貸付	・土地及び建物の評価額の70%程度 ・生活扶助額の1.5倍以内	—	借受人の死亡時など貸付契約の終了時	年3%、又は長期プライムレートのいずれか低い利率	不要
		[現行]	同上	—	同上	同上	同上

(別紙2)

総合支援資金（仮称）の概要について（案）

1 貸付対象者

- 生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる者であって、次のいずれにも該当するもの
 - ① 低所得者世帯（市町村民税非課税程度（前年に所得があったために課税世帯であっても、現に非課税世帯程度の収入しかないと認められる場合を含む））であって、収入の減少や失業等により生活に困窮していること
 - ② 公的な書類等で本人確認が可能であること
 - ③ 現に住居を有していること又は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること
 - ④ 実施主体及び関係機関から、継続的な支援を受けることに同意していること
 - ⑤ 実施主体が貸付及び支援を行うことにより、自立した生活を営むことが可能となり、償還を見込めること
 - ⑥ 他の公的給付又は公的な貸付により、生活費を賄うことができないこと

※ 住宅手当の対象者については、上記①から⑥に相当するものと判断する

2 貸付限度額等

	主な用途	限度額
生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費	(二人以上)月 20 万円以内 (単身) 月 15 万円以内 ※最長 1 年間
住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な経費	40 万円以内
一時生活再建費	生活再建に必要な一時的な費用であって、日常生活費で賄うことが困難であるもの (例)就職活動費、技能習得費、家賃・公共料金の滞納の立替、債務整理弁護士費用等 ※債務の返済は対象外	60 万円以内

※ 住宅手当が支給される場合には、生活支援費の貸付に当たっては、家賃相当額を含まない

3 連帯保証人

原則連帯保証人を必要としつつ、連帯保証人を確保できない者に対しても、貸付を行えるようにする

4 貸付利子

- ・連帯保証人を確保した場合は無利子
- ・連帯保証人を確保できない場合は年1.5%

5 据置期間

最終貸付の日から6月以内

6 償還期間

据置期間経過後20年以内

7 継続的な支援

実施主体において、関係機関と連携し、継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）を実施する。具体的には、

- ① 借受人の状況を把握した上で、自立に向けて借受人が取り組むべきこと並びに実施主体及び関係機関が支援することを決定
- ② 実施主体が①に基づき、関係機関との連絡・調整を行う
- ③ 実施主体は、貸付期間中、必要に応じ借受人と面接し、借受人の自立に向けた取組の状況、生活状況等を把握し、必要な支援を行う
- ④ 借受人が自立に向けた取組を怠っている場合には、貸付の停止を行うことができる

※ 住宅手当が支給される場合には、ハローワークと自治体等とが連携して就労に向けた支援を行うことから、自治体等との連携方策について検討中

8 実施主体

都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会に委託）

4 臨時特例つなぎ資金貸付事業（案）の概要について

(1) 趣旨

○ 現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等により、住居を喪失し、その後の生活維持が困難である離職者に対しては、その状況に応じて失業等給付、就職安定資金融資等の雇用施策や、住宅手当、生活福祉資金貸付事業、生活保護等の公的な給付や貸付による支援を行うこととしている。

こうした公的給付制度等の申請から決定までの間の生活費を有しない者に対し、その生活に必要な費用を貸し付ける「臨時特例つなぎ資金貸付事業」を創設する。

(2) 事業実施期限

○ 当面、平成23年度末までとする（平成21年10月実施予定）。

(3) 貸付対象者

○ 住居のない離職者であって以下の条件のいずれにも該当していること。

① 失業等給付、住宅手当、生活保護等の公的給付又は就職安定資金融資、生活福祉資金貸付等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ当該給付等の開始までの生活に困窮しているもの

② 金融機関の口座を有していること

(4) 貸付限度額

10万円以内

(5) 連帯保証人

不要

(6) 貸付利子

無利子

(7) 償還

- 申請中の公的給付等が決定期、支給等が行われた時点で一括又は分割で償還を行う。

(8) 実施主体

都道府県社会福祉協議会（窓口は市町村社会福祉協議会）

(9) 償還免除

- 償還努力をしてもなお償還を求めることが困難な場合等には、必要に応じて償還免除が行えるよう検討中である。

(10) 補正予算案の内容

（目）セーフティネット支援対策等事業費補助金

〔○ 貸付原資及び事務費（補助率：国10/10）〕

※ 事業実施に必要な貸付原資及び事務費を一括で補助する。

5 ホームレス対策事業の拡充について

現下の厳しい雇用失業情勢の中、解雇や派遣労働者の雇止め等によるホームレス等の増加に対応するため、

(1) 旅館・空き社員寮等の借り上げによりホームレス緊急一時宿泊事業（以下、「緊急一時宿泊事業」という。）の拡充

(2) 緊急一時宿泊事業利用者等に対し、生活相談、職業相談を行うホームレス総合相談推進事業の充実

をすることにより、ホームレス対策事業全体の拡充を図る。

(1) 緊急一時宿泊事業の拡充

○ 緊急一時宿泊事業については、現下の厳しい雇用失業情勢の中、施設を利用する者が急増し、既存の施設では対応が困難となるおそれもあることから、今後、緊急かつ柔軟な対応が図られるよう、旅館・社員寮や簡易宿泊所等既存建築物を借り上げて緊急一時宿泊事業を実施できることとする。

○ 旅館・社員寮等の借り上げに係る国庫補助の算定に当たっては、現行の緊急一時宿泊事業の国庫補助基準額に、利用人員毎の基準額を新たに設定する。

※利用者1人1日当たり約3,000円（食費込）

(2) ホームレス総合相談推進事業の充実

○ 借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の実施に伴い、利用者に対し、個々の状況に応じた巡回相談等を実施するとともに、就労自立後においても就労が定着できるよう、継続的な訪問等による相談支援を行うため、巡回相談員を増員する。

(留意事項)

○ 当面、平成21年度の緊急措置とする。また、既存のホームレス対策事業についても特例として国の負担(補助率10/10)で実施することとする。

※ これらの事業については、来年度の予算要求を検討中。

6 他の住居確保・生活支援策について

○ 解雇等による住居喪失者に対する「就職安定資金融資」事業について

1 目的

事業主都合(解雇・雇用期間満了による雇止め)による離職者のうち、当該離職に伴ってそれまで入居していた社員寮からの退去を余儀なくされるなどによって住居喪失状態となっている者に対して、住宅入居初期費用などの必要な資金を貸し付けることにより、これらの者の住居と安定的な就労機会が円滑に確保できるよう支援する。

2 貸付条件

(1) 貸付対象者

次のいずれにも該当する者

- ① 事業主都合による離職に伴って住居喪失状態となっている離職者(1年前以降に離職した者に限る。今後1ヶ月以内に事業主都合離職と社員寮の退去が決定している者を含む。)
- ② 常用就職の意欲が認められ常用就職に向けた就職活動を行うこと
- ③ 貯金・資産がないこと
- ④ 離職前に主として世帯の生計を維持していた者

(2) 貸付対象費目と貸付上限額等

貸付対象費目	(細目)	貸付上限額	
①住宅入居初期費用	敷金・礼金等	40万円	} 50万円
	転居費・家具什器費	10万円	
②家賃補助費		6万円×6ヶ月 ※	36万円
③生活・就職活動費	常用就職活動費	15万円×6ヶ月 ※	} 100万円
	就職身元保証料	10万円	

※は、雇用保険受給者でない者に限る。

(3) 担保・保証人

担保・保証人不要。ただし、所定の信用保証機関を利用することを条件とする。

(4) 貸付利率

1.5% (信用保証料を含む)。

(5) 返済方法

元金据え置き6ヶ月。10年以内に元利均等月賦償還(最終弁済時年齢65歳)。

(6) 返済免除

貸付6ヶ月後までに雇用保険一般被保険者として就職していた場合は、返済額のうち次の相当額を免除。

返済免除対象項目	返済免除額
①「住宅入居初期費用」のうち「敷金」を除く額	貸付額の100%相当額
②「生活・就職活動費」	貸付額の50%相当額

3. 手続き

- 貸付希望者はハローワークへ出向き、住居と安定就労の確保を図るための相談を受ける
- 離職と住居喪失の事実に関する離職した事業所の事業主による証明や、入居予定の賃貸住宅等に関する確認書類をとりそろえてハローワークの確認を得る
- 確認書類を添えて労働金庫店舗へ出向き、審査を経て貸付を受ける
(審査の結果、貸付を受けられない場合がある)
- 貸付金によって賃貸住宅へ入居し、再就職活動を進める

○ 緊急人材育成・就職支援基金(仮称)の概要

7,000億円

○ 雇用保険の受給資格のない者(非正規離職者、長期失業者など)等に対する新たなセーフティネットとして、今後3年間、基金を造成し、ハローワークが中心となって、職業訓練、再就職、生活への支援を総合的に実施。

Ex
製造業

事業活動の縮小等を
余儀なくされた事業主

【離職者等】
(雇止め等により離職した非正規労働者等)

ハローワーク

ニーズや状況に応じて
求職者の送り出し

1 職業訓練、訓練期間中の生活保障

約4,820億円

① 職業訓練の拡充(35万人)

- ・ 新規成長や雇用吸収の見込める分野(医療、介護・福祉等)における基本能力習得のための長期訓練
- ・ 再就職に必須のITスキル習得のための訓練

② 訓練期間中の生活保障(30万人)

- ・ 訓練を受講する主たる生計者に対して、訓練期間中の生活費を給付
(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)
- ・ 希望者には貸付を上乗せ
(単身者:月5万円まで、扶養家族を有する者:月8万円まで)

2 中小企業等における雇用創出

約1,620億円

① 実習型雇用・雇入れの助成(7万人)

- ・ 新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者を実習型雇用により受け入れる中小企業等に対し助成
(実習型雇用:1人月10万円、雇入れ:1人100万円)

② 職場体験等を通じた雇入れの助成(2万人)

- ・ 介護・ものづくり分野等において、職場体験、職場見学を通じて求職者を雇い入れる中小企業等に対し助成
(職場体験の受入:1人10万円、雇入れ:1人100万円)

3 長期失業者等の再就職支援

約380億円

① 長期失業者に対する再就職支援(3万人)

- ・ 長期失業者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・再就職先の開拓・セミナーの実施等)や就職後の定着支援を実施

② 就職活動困難者に対する再就職及び住居・生活支援(1万人)

- ・ 住居を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者に委託して、再就職支援(カウンセリング・セミナーの実施等)と住居・生活支援(住居の提供、生活・就職活動費の支給)を併せて実施

※ 1~3のほか、帰国を希望する日系人、研修・技能実習生への帰国支援を実施(約180億円)

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)

Ⅲ 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援（案）について

1 趣旨・目的

- 生活保護制度における教育支援については、平成16年の社会保障審議会生活保護制度の在り方に関する専門委員会の提言を踏まえ、平成17年度に高等学校等就学費を創設して子どもの高等学校等への進学を支援するなど、生活保護の有子世帯の自立を支援する観点から、これまでもその充実を図ってきたところである。

【参考】生活保護制度の在り方に関する専門委員会報告書（平成16年12月）

「高校進学率の一般的高まり、『貧困の再生産』の防止の観点から見れば、子どもを自立・就労させていくためには高校修学が有効な手段となっているものと考えられる。このため、生活保護を受給する有子世帯の自立を支援する観点から、高等学校への就学費用について、生活保護制度において対応することを検討すべきである。」

- 近時、「子どもの貧困」が社会問題化しつつあり、生活保護制度に関する国と地方の協議の場においても、生活保護における「貧困の連鎖」が問題として挙げられ、本年3月に取りまとめられた報告書において、教育支援の強化及び教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）の拡充が指摘されたところである。

【参考】生活保護制度に関する国と地方の協議とりまとめ（平成21年3月）

「生活保護世帯における若齢世代の自立支援を充実させるため、教育部門との連携、支援体制の強化、教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費）の拡充等による総合的な取組について検討する必要がある。」

- 今般、内閣総理大臣から、「新しい経済対策」の策定指示に際して、子育て支援や、子ども・若者支援は、高齢者に比較して手薄であるとの指摘があるとともに、その充実への要望も強いことから、国民の要望を踏まえて、真に必要な層への効果的な政策を検討するよう指示があった。これを受けて、政府与党による「経済危機対策」においては、中長期的な成長を図るための「成長戦略」に、子育て・教育支援の一環として、「生活保護制度における子どもの健全育成支援」が盛り込まれたところである。

【参考】経済危機対策（平成21年4月）

Ⅱ. 成長戦略－未来への投資

2. 健康長寿・子育て

(3) 子育て・教育支援

- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
 - ・ 生活保護制度における子どもの健全育成支援

- これらを踏まえ、被保護世帯の子どもの健全育成を支援するための費用を平成21年度補正予算案に盛り込んだところである。

2 具体的内容

(1) 子どもの健全育成プログラム（仮称）の策定・実施

- 子どものいる生活保護世帯の自立支援には、子どもの健全育成という観点から、日常生活支援、養育支援、教育支援など、福祉事務所が地域の社会資源等と連携しつつ幅広い支援をきめ細かく展開することが重要である。

このため、福祉事務所において、

- ①子どもやその親が日常的な生活習慣を身につけるための支援

②子どもの進学に関する支援

③引きこもりや不登校の子どもに関する支援

などの自立支援プログラム（子どもの健全育成プログラム）を策定・実施する等の取組を推進していく必要がある。これらの取組を効果的に実施するためには、子どもの教育や児童福祉に関する専門知識を有する専門相談員の配置が必要不可欠である。

- こうしたことから、子どもの健全育成プログラムに係る専門相談員の雇い上げ経費や外部委託に要する費用を、セーフティネット支援対策等事業費補助金（補助率10/10）に計上したところである。各自治体におかれては、本事業を積極的に活用して、子どもの健全育成プログラムを策定・実施していただくようお願いしたい。

(2) 子どもの学習支援のための給付（仮称）

- 「貧困の再生産」や「貧困の連鎖」の防止の観点から、被保護世帯の子どもに対する教育支援は重要である。このため、子どもの健全育成プログラムの実施と併せて、子どもの学習支援のための新たな給付を創設することとしている。

具体的には、教育扶助及び高等学校等就学費を拡充し、参考書、問題集、辞書などの購入や、クラブ活動に要する費用に充てるための経費を扶助することによって、家庭内学習やクラブ活動への参加を促進し、子どもの家庭内学習及び健全育成を支援することとしている（別表参照）。

- 本改正は、補正予算成立後速やかに告示及び実施要領を改正して行うこととしているので、その円滑な施行にご配慮願いたい。
- なお、各実施機関のシステム改修に必要な費用についてはセーフティネット支援対策等事業費補助金の対象とする予定であるが、システム改修が支給に間に合わないことも想定さ

れる。

その場合には、「基準額」又は「基本額」に学習支援費の額を加えた合計額を計上し、決定通知書の変更理由欄や備考欄等にその内訳を記載する等の方法でも差し支えないが、保護費変更の趣旨が被保護世帯に確実に伝わるように留意されたい。

[学習支援費(月額)]

小学生 : 2, 560円

中学生 : 4, 330円

高校生等 : 5, 010円

(別表)

○ 告示改正 (案)

(1) 教育扶助

学校別	小学校	中学校
区分		
基準額(月額)	2,150円	4,180円
教材代	正規の教材として学校長又は教育委員会が指定するものの購入に必要な額	
学校給食費	保護者が負担すべき給食費の額	
通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額	
学習支援費(月額)	2,560円	4,330円

(2) 生業扶助

区 分		基 準 額	
生業費		45,000円以内	
技能修得費	技能修得費(高等学校等就学費を除く。)	70,000円以内	
	高等学校等就学費	基本額(月額)	5,300円
		教材代	正規の授業で使用する教材の購入に必要な額
		授業料、入学金及び入学考査料	高等学校等が所在する都道府県の条例に定める都道府県立の高等学校等における額以内の額。ただし、市町村立の高等学校等に通学する場合は、当該高等学校等が所在する市町村の条例に定める市町村立の高等学校等における額以内の額。
		通学のための交通費	通学に必要な最小限度の額
	学習支援費(月額)	5,010円	
就職支度費		28,000円以内	

IV 就労意欲喚起等支援事業の促進について

1 趣 旨

平成21年度当初予算において創設した「就労意欲喚起等支援事業」について、事業計画の見直しを行い、すべての対象者について当該事業の支援を実施する。

2 内 容

当該事業の対象者、支援項目、事業の委託先については、平成21年度当初予算と同様。

(1) 対象者

- ① 就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者
- ② 就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者

(2) 支援項目

- ① 就労意欲喚起のためのカウンセリング
- ② 生活能力（一般常識）向上のための訓練
- ③ 就労能力（パソコン操作など）向上のための職業訓練
- ④ 職業紹介
- ⑤ 就職活動支援
- ⑥ 離職防止支援

(3) 委託先

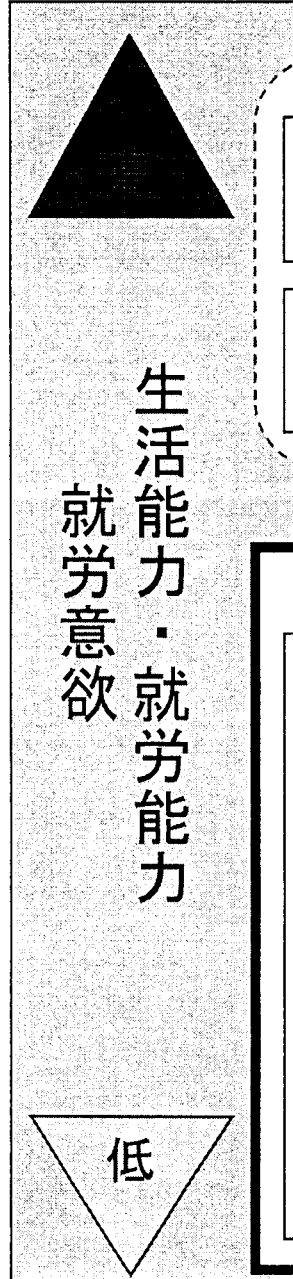
現に厚生労働大臣の職業紹介に係る許可を受けている民間職業紹介事業者、NPO法人等

3 補正予算案の内容

(目) セーフティーネット支援対策等事業費補助金
(補助率：国10/10)

就労意欲喚起等支援事業の実施について

セーフティネット支援対策等事業費補助金
(21年度予算案 210億円) のメニュー事業



既存の就労支援メニュー

- 生活保護受給者等就労支援事業による就労支援**
 対象者：就労意欲が高い者・就労阻害要因がない者
 実績：支援対象者数7,487人 就職3,865人（20年4月～12月）
- 就労支援専門員を活用した福祉事務所の自立支援プログラムによる就労支援**
 対象者：就労意欲・就労能力を有する者
 実績：参加者33,408人 就職・増収9,328人（20年4月～12月）

就労意欲や生活能力・就労能力が低いなど就労に向けた課題を多く抱える者等を対象とした支援メニューの追加

対象者	①就労意欲や生活能力・就労能力が低い、就労経験がないなどの就労に向けた課題をより多く抱える被保護者 ②就労意欲や生活能力・就労能力が特に低いなど個別性の高い支援が必要である被保護者、ハローワークの活用が困難な地域の被保護者、就労支援専門員が配置されていない福祉事務所の被保護者
支援項目	①就労意欲喚起のためのカウンセリング、②生活能力向上のための訓練、 ③就労能力向上のための職業訓練、④職業紹介、⑤就職活動支援、 ⑥離職防止支援 など
委託先	民間職業紹介事業者、NPO法人等

既存のメニューへスムーズな移行

V 生活保護費負担金について

1 平成21年度補正予算案について

- 保護費負担金については、直近の被保護人員の伸び等を踏まえ、平成21年度当初予算においては、2兆585億円を計上したところである。

しかし、最近の厳しい雇用失業情勢の中、被保護人員の伸び率は、平成20年に入ってから上向き気味となり、7月以降は更なる増加傾向が見られた。

平成20年11月から平成21年1月の保護率については、0.1%づつ増加している。

※平成21年1月の被保護人員の伸び率は、対前年同月比で104.0%

※平成20年11月 12.5%、12月 12.6% 平成21年1月 12.7%

- また、「Ⅲ 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援（案）について」のとおり、被保護世帯の子どもに対する教育支援として、子どもの学習支援のための給付（仮称）を創設することとしている。
- これらを踏まえ、平成21年度補正予算案においては、当初予算に654億円を追加計上しているところである。

○ 平成21年度予算の状況

	21年度当初予算額	21年度補正後 予算額（案）	増額
保護費負担金	2兆585億円	2兆1,239億円	654億円

VI 実施体制の強化について

1 現業員等の配置の拡充について

- 現下の雇用失業情勢の中、増加している相談者や被保護者に対して適正な保護の実施等を行うためには、適切な職員配置による実施体制の強化が重要である。
- 厚生労働省では、保護の実施機関における必要な職員の確保を図るため、平成21年度の普通交付税の算定について、被保護世帯数から配置すべき標準を示した社会福祉法に基づく職員配置数とするよう要望したところである。その結果、平成21年度から、標準的な条件を備えた町村部人口20万人の道府県につき1名分、市部人口10万人の市につき2名分の増員が認められたところである。
- 各都道府県等におかれては、保護の実施機関において、現業員の配置に当たって地域の実情に即したものとするよう十分配慮されたい。

2 自立支援のための専門職員の配置の促進について

- 生活保護制度において、自立の助長は最低生活の保障とともに制度の目的である。
- このため、生活保護制度では、保護の実施機関において、被保護世帯の自立を助長するため、自立支援プログラムを策定・実施し、日常生活を送るための支援、就労のための支援、母子世帯に対する自立支援等を実施しているところである。そのために必要な専門職員の配置については、セーフティーネット支援対策等事業費補助金の対象としているところであるので、より積極的な活用を図られたい。

- 今般、平成21年度補正予算案において、生活保護制度における子どもの健全育成のための支援として、福祉事務所に専門相談員を配置し、生活保護世帯の子どもの日常生活習慣の指導や進学相談を行う事業を新たにセーフティネット支援対策等事業費補助金の対象事業としているところである。
- さらに、平成21年度当初予算において制度化した「就労意欲喚起等支援事業」について事業計画を見直し、すべての対象者について本年度から実施できるよう、事業に必要な所要額を追加計上しているため、積極的に事業に取り組まれない。

3 「生活保護制度円滑実施支援事業」の活用について

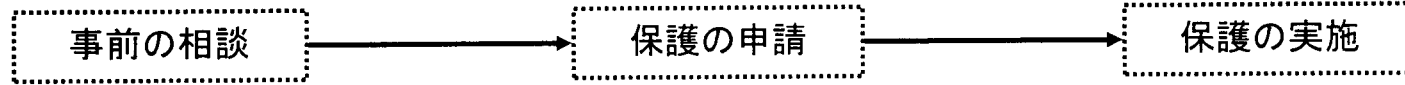
- 最近の雇用失業情勢の中、被保護人員の伸び率は増加傾向を示しているが、これに伴う福祉事務所の生活保護関係の事務量の増加に対応するため、内閣府の「雇用促進創出事業」(平成20年度第2次補正予算：基金事業)において、生活保護関係事務を補助する非常勤職員の雇い上げ事業を対象事業の一つとしているところである。
- 各都道府県等におかれては、保護の実施機関の状況を踏まえ、当該基金事業の積極的な活用に努めていただきたい。

生活保護制度円滑実施支援事業

(事業概要)

最近の雇用情勢の悪化によって、生活保護受給者は増加傾向を示しており、今後も一層その傾向が続くことが見込まれる。これに伴う福祉事務所における生活保護に係る事務量の増加に対応するため、各自治体において、生活保護関係事務を補助するための非常勤職員を雇い上げるもの。

○生活保護事務の流れ



・生活保護制度の説明

・生活福祉資金、障害者施策等
各種の社会保障施策活用の
可否の検討

・預貯金、保険、不動産等の資産調査

・扶養義務者による扶養の可否の調査
・年金等の社会保障給付、就労収入等
の調査

・就労の可能性の調査

・最低生活費から収入を引いた額を支給

・世帯の実態に応じて、年数回の訪問調査

・収入・資産等の届出を義務付け、定期的に
課税台帳との照合を実施

・就労の可能性のある者への就労指導

【非常勤職員による支援(例示)】

- 金融機関等関係先調査の事務補助
- 保護台帳やケース記録の管理
- 医療レセプト及び介護レセプトの整理及び資格審査 等

社会福祉施設等の耐震化等の整備

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、都道府県に基金を造成するなどによって、耐震化及びスプリンクラー等の整備を促進する。

耐震化整備

昭和56年以前の建物は、大きな地震に耐えられない可能性が高いと言われており、従来、老朽施設等の耐震化整備の優先採択を行うなど、その整備の促進を図ってきたが、入所者の防災対策を一層進める観点から、耐震化整備を図る。

スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、主として要介護状態にある方又は重度の障害者等が入所される施設で延べ275㎡以上の施設は、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、防火安全対策の観点から、スプリンクラー整備を図る。

地上デジタル放送への対応

地上アナログ放送から地上デジタルへの移行にあたって、地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために新たに必要となる機器整備に要する費用を補助する。

※補助率1/2のほか、耐震化及びスプリンクラー整備については、地方負担の軽減措置(地域活性化・公共投資臨時交付金(内閣府)を活用)、(独)福祉医療機構融資の融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金の概要

1 目的

火災発生や地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設等の安全・安心を確保するため、社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進することを目的とする。

2 交付金の規模

平成21年度補正予算額（案） 1,062億円

3 交付金の交付先

交付金は都道府県に対し、その申請に基づき交付する。
なお、交付金は、補助金等適正化法の適用の対象とする。

4 基金の設置主体

都道府県

5 交付金事業の実施

交付金は、平成21年度中に基金を造成することを目的として交付し、造成された基金を活用して、平成23年度末まで支出することができるものとする。

6 交付対象事業

国から交付された交付金の財源を活用し、特別対策事業を実施するため都道府県に基金を造成する。

ア 耐震化整備事業

地震発生時に自力で避難することが困難な方々が多く入所する社会福祉施設の安全・安心を確保するため、社会福祉施設の耐震化整備を促進する。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

【対象施設】 社会福祉法人等が設置する障害者支援施設、児童養護施設、救護施設 等

イ スプリンクラー整備

消防法施行令の一部改正に伴い、火災発生時自力で避難することが困難な人が多く入所する社会福祉施設について、スプリンクラーの設置が義務づけられたことから、社会福祉施設に入所している方々の安全を確保するため、スプリンクラー整備を図る。

【補助率】 国1/2、都道府県等1/4、設置者1/4

【対象施設】 社会福祉法人等が設置する社会福祉施設で消防法施行令の改正に伴い設置が義務づけられた障害者支援施設(主として障害の程度が重い者が入所する施設)、知的障害児施設、乳児院、救護施設等及び設置義務はないが自力避難困難者がいる共同生活援助(グループホーム)、共同生活介護(ケアホーム) 等

独立行政法人福祉医療機構による融資の優遇

社会福祉施設等の耐震化整備及びスプリンクラー整備にかかる事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

- ・ 融資率の拡大(90%)
- ・ 当初5年間の利率の引き下げ(財投▲0.5%) 等

社会福祉施設等設備整備費補助金の概要

1 目的

平成23年7月の地上デジタル放送への完全移行を踏まえ、社会福祉施設等の生活に必要な不可欠な地震・火災などの緊急情報が得られるよう、地上デジタル放送を視聴できる環境を整備し、もって、社会福祉施設等の安全・安心を確保することを目的とする。

2 事業内容

地上デジタル放送が生活に不可欠な地震・火災などの緊急情報を提供しており、自力で避難することが困難な方々が多く生活される社会福祉施設等の防火・防災対策に万全を期するため、地上デジタル放送を視聴するために必要となる設備を補助するものである。

3 予算額 平成21年度補正予算額（案） 113億円

4 対象施設

入所・通所系の社会福祉施設（保護施設等、障害関連施設、老人関連施設、児童関連施設）
※ただし、公立施設を除く。

5 補助対象

デジタルテレビ、デジタルチューナー、アンテナ工事費

6 補助率

国 1/2 設置者 1/2

平成21年度補正予算案による福祉・介護人材確保対策の拡充について

背景

○ 高齢化の進行、世帯構成の変化、国民のライフスタイルの多様化などにより、国民の福祉・介護ニーズはますます拡大している一方、生産年齢人口の減少に伴い、労働力確保が重要な課題になると見込まれており、質の高い人材の安定的確保は喫緊の課題。

現行事業

平成20年度2次補正、平成21年度予算において緊急対策を実施

介護福祉士等修学資金貸付制度の拡充

- ・ 予算額: 320億円(セーフティネット事業費補助金)
※2次補正予算
- ・ 事業概要: 介護福祉士・社会福祉士養成施設等の入学者に対して修学資金の貸付けを行う。
(福祉・介護の仕事に5年間従事した場合、返還を免除。)

福祉・介護人材確保のための緊急対策

- ・ 予算額: (1)205億円(下記①～④)※2次補正予算
障害者自立支援対策臨時特例交付金に基づく基金事業として実施
(2)セーフティネット事業費補助金の内数
(下記⑤、⑥)※21年度当初予算
- ・ 事業概要: ①進路選択学生等支援事業
②潜在的有資格者等養成支援事業
③複数事業所連携事業
④職場体験事業
⑤福祉・介護人材定着支援事業
⑥実習受入施設ステップアップ事業



今回の「経済危機対策」における対応

平成21年度1次補正予算案において実施

福祉・介護人材マッチング支援事業

個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言

キャリア形成訪問指導事業

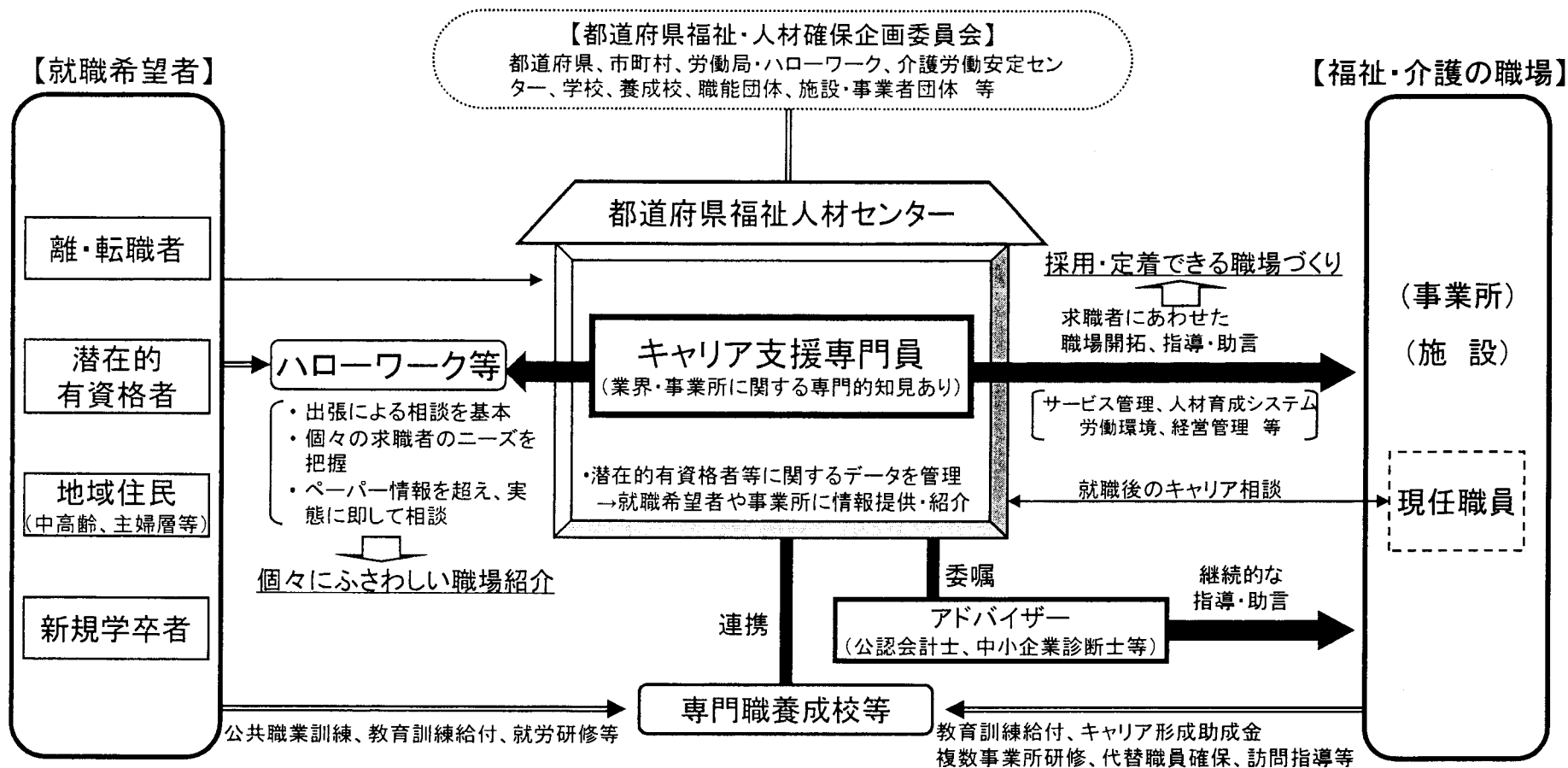
事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援

- ・ 要求額: 98億円
(障害者自立支援対策臨時特例交付金に積み増し)
- ・ 補助率: 定額(10/10)
- ・ 実施主体: 都道府県

1 福祉・介護人材マッチング支援事業

68億円

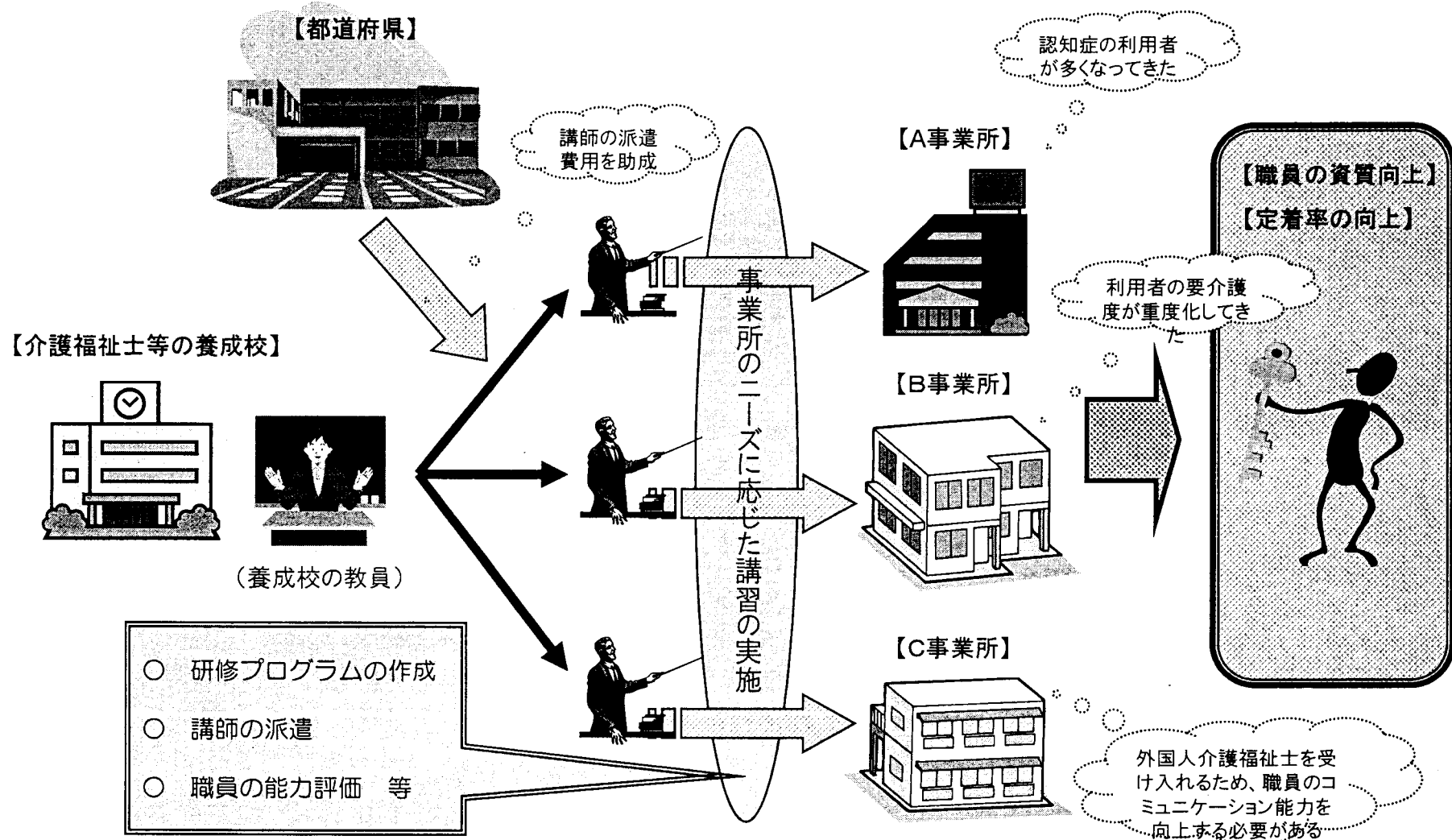
- 福祉・介護分野においては、個々の事業所の実状がわかりにくいこと、小規模事業所が多いことなどから、求職者が自分にふさわしい職場を見つけにくい状況。
- 事業所・施設では、労働環境整備が不十分であり、キャリア展望を示すことができていない状況。
- このため、都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員(仮称)を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。



2 キャリア形成訪問指導事業

30億円

○ 介護福祉士等の養成校の教員が、福祉・介護事業所を巡回・訪問し、介護技術等に関する研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。



参 考 资 料

経済危機対策

平成 21 年 4 月 10 日

「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議

目次

第1章 経済危機克服の道筋	1
1. 「2つの危機」に直面する日本経済	
2. 危機克服の基本方針	
3. 対策の規模と効果	
第2章 具体的施策	6
I. 緊急的な対策—「底割れ」の回避	
1. 雇用対策	6
2. 金融対策	7
3. 事業の前倒し執行	8
II. 成長戦略—未来への投資	
1. 低炭素革命	8
2. 健康長寿・子育て	10
3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備	12
III. 「安心と活力」の実現—政策総動員	
1. 地域活性化等	15
2. 安全・安心確保等	16
3. 地方公共団体への配慮	17
IV. 税制改正	18
(別紙1) 「経済危機対策」の規模	20
(別紙2) 「経済危機対策」の具体的施策	21

「経済危機対策」

第1章 経済危機克服の道筋

1. 「2つの危機」に直面する日本経済

①「短期的な危機」(「底割れ」のリスク)

深刻度を増す「世界金融危機」と戦後最大の「世界同時不況」の中で、わが国経済もまた、輸出市場の急激な収縮に直面するとともに、金融環境も厳しいものとなっている。

輸出急減とグローバル企業の在庫調整が重なることで、国内生産水準が「つるべ落とし」のように低下し、雇用情勢や、国民全体の消費マインドにも深刻な影響が及んでいる。この事態を受けて国際機関も 09 年のわが国の成長率が主要先進国の 1.5 倍以上のマイナス幅になると見込んでいる。

こうした中で、実体経済の悪化が金融の一層の不安定化を招き、それが、さらなる実体経済の悪化を招くといった事態、すなわち、経済の「底割れ」のリスクが急速に高まりつつある。

また、経済の収縮による悪影響が、一部の中小企業、地域経済や非正規労働者等の「社会的弱者」にしわ寄せされる形で現れ、社会全体の不安心理の高まりが、「底割れ」のリスクをさらに助長する懸念も生じている。

②「構造的な危機」(世界経済の「大調整」への対応)

わが国経済が直面するのは、経済の「底割れ」という「短期的な危機」だけではない。

世界経済の「大調整」が避けられない中で、わが国経済は、「構造的な危機」にも直面している。

過去 10 余年間にわたり、世界経済は、貿易黒字国と赤字国間のグ

ローバルな不均衡の拡大と赤字国における過剰信用・過剰消費の中で高成長を続けてきた。今回の金融・経済危機は、これまで続けてきたこうした構造を崩壊させ、新たな均衡を模索する世界経済の「大調整」を不可避のものとしつつある。また、危機から回復した後の世界経済を展望すれば、低炭素や健康長寿といった共通の課題への対応が更に重要性を増しているものと考えられる。

バブル崩壊後の日本経済は、世界全体の高成長を前提に、輸出主導の「単発エンジン型」の景気回復をしてきた。しかしながら、その前提となる構造が崩れ、世界経済の「大調整」が進まざるを得ない中で、ひとりわが国が、旧来型品目の輸出に依存した成長軌道への復帰を期待するのは最早、現実的ではない。

また、金融資本市場では、外国人投資家の比重が高いことから、その動向がこれまで株式市場や不動産市場に大きな影響を及ぼしてきた。持続的な成長を支える基盤となるために、金融構造の大胆な変革が迫られている。

今回の世界の金融・経済危機は、日本経済が潜在的に抱えてきた構造的な脆弱性を、現実の「構造的な危機」としてわが国に突きつけるものであると捉えなければならない。

2. 危機克服の基本方針

この「2つの危機」を克服するため、以下の3つを基本方針として、政策展開を行う。

【基本方針1：国民一体となった対応】

今回の危機は、その深刻さと大きさにおいて石油危機を上回る可能性が高く、その克服に当たっては、国民の総力を挙げた協力と挑戦が不可欠である。

このため、国民各層の協力と挑戦を最重視し、

- i) 危機の実情を迅速かつ率直に国民に伝えるとともに、真摯に各界の提案をうかがう。
- ii) 危機克服の方針と向かう方向を明示し、国民各界各層の総力を挙げた対応を機会ある毎に呼びかける。
- iii) 緊密な国際協調の下で、政策手段を総動員し、国民各層の不安と痛みを軽減、挑戦の後押しに全力を尽くす。

【基本方針2: 経済局面に応じた対応】

世界経済全体についての今後の見通し(注)を前提にすると、当面の日本経済の先行きとして以下の3つの経済局面が想定される。08年度補正予算や09年度当初予算の速やかな執行や景気回復に向けた国際政策協調に加え、それぞれの局面に対応した施策を着実に実行することにより、10年度までに経済状況を好転させると同時に、わが国の経済・産業構造を変革していく。その際、財政の持続可能性を確保することに留意する。

(注)IMF、OECD など

i) 底割れ回避を最優先する局面(09年度後半ごろまで)(※)

「底割れ」を防ぎ、金融危機と実体経済悪化のスパイラル的増幅を断ち切るための緊急措置を大胆に展開する。極めて切迫した事態においては、平時の経済原則・政策原則からの乖離をも辞さない覚悟で事に臨む。最重点分野は、雇用、金融、社会的弱者対策などである。

ii) 底入れ・反転を確実にする局面

(09年度後半から10年度後半ごろまで)(※)

成長力を高めるインフラ投資や、国民の安心を確保しつつ民需を誘発する効果の高い施策、輸出依存に偏った経済・産業構造の転換促進のための施策を最優先する。

iii) 新たな成長軌道に乗っていく局面 (10年度後半ごろ以降)(※)

世界経済の「新たな均衡」を先取りし、低炭素、健康長寿など世界が直面する共通課題への「解決力」を原動力として、内需と輸出の双発エンジンによってバランス良く成長する経済（「新たな双発エンジン型経済」）を実現する。そのためには、リスクを伴う種々の「挑戦」に対して、資金・人材・技術を内外から集めることを促進する施策が重要である。

(※) これらの想定される期間は、目安であり、様々な経済条件等により大きく変動しうる。

【基本方針3：多年度を視野に入れた包括的な対応】

わが国経済の「底割れ」のリスクと世界経済の「大調整」への対応という、今回の危機の「二面性」や、政策実現・効果発揮までの「タイムラグ」に鑑み、08年度を含む3年以内の景気回復という政府方針の実現に向けた施策にとどまらず、以上3つの局面それぞれに対応した施策のすべてをまとめた包括的な本「危機対策」を早期に実行する。

その際、以下の点に配意する。

- i) 多年度を視野に入れた対策とし、民間投資や人的投資、研究開発投資などが計画的に促進されるようにする。
- ii) 世界の不測の事態にも柔軟に対応できるように、特に、緊急対策については、ある程度の自由度をもたせる。
- iii) わが国の強みを発揮すれば明るい未来が開けることを国民各層と共有すべく、「危機対策」と並行して、今月中に新たな「成長戦略」を取りまとめる。

対策に盛り込まれる各施策は、

- ・ 重点化されたもの(Targeted)～複数のメリット・効果の最大化～
- ・ 時宜を得たもの(Timely)～迅速執行・早期の効果発現～
- ・ 時限的なもの(Temporary)～一時的な措置～

という観点から、経済の下支えに必要なものや将来の成長力を高めるものなどを厳選(賢明な支出(Wise Spending))し、優先順位を明ら

かにして果敢な実施を図る。これにより、民需の自律的回復を促進するとともに、財政の持続可能性との整合性を確保する。

財政の持続可能性を確保する観点から、累次の経済対策として実施される措置を踏まえ、「中期プログラム」(平成20年12月24日)について、必要な改訂を早急に行うこととする。

3. 対策の規模と効果

本対策の規模については、内需下支えによる「底割れ」の防止、財政出動に関する国際協調の実践、予想される失業率悪化への対処、民需主導経済への円滑な移行などを考慮し、多年度による対応も視野に入れ、補正予算により、国費15.4兆円程度(事業費56.8兆円程度)の対応を行う。

施策の実行にあたっては、財政出動による乗数効果が十分発揮されることが重要である。

本対策の総合的な経済効果としては、平成21年度実質GDP成長率の2%程度の押上げ、また、需要拡大による40~50万人程度(1年間)の雇用創出が期待される。^{1 2}

なお、世界の金融システム安定化及び海外経済の動向にはきわめて高い不確実性があることに留意する必要がある。

¹雇用維持等の雇用対策では、平成23年度までの3年間において、約390万人分の対策の効果を見込んでいる。

²「新たな成長戦略」では、当面3年間(累計)で、140~200万人の雇用創出を見込んでいる。

第2章 具体的施策

※施策の具体的内容は別紙2で記述

I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避

非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築等の緊急雇用対策の拡充・強化を行うとともに、金融仲介機能の円滑化や企業の資金繰り対策等の金融面での対策などを講じ、経済の「底割れ」を防ぐ。

1. 雇用対策

◇非正規労働者等に対する新たなセーフティネット(就労訓練型生活支援)の構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う。

<具体的施策>

(1) 雇用調整助成金の拡充等

(2) 再就職支援・能力開発対策

- 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
- 職業能力開発支援の拡充・強化
- 障害者の雇用対策
- ハローワーク機能の抜本的強化等

(3) 雇用創出対策

(4) 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

- 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
- 内定取消し対策等
- 外国人労働者への支援

(5) 住宅・生活支援等

2. 金融対策

◇円滑な金融仲介機能の発揮を促すとともに、企業の資金繰り円滑化等、金融面での万全の措置を講じる。

<具体的施策>

- 円滑な金融仲介機能の発揮促進等(金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査、金融機能強化法の活用促進等)
- 中小企業の資金繰り支援(信用保証協会による緊急保証枠の10兆円の追加、日本政策金融公庫によるセーフティネット貸付枠の3兆円追加、商工中金の貸付枠(危機対応)の2.4兆円追加等)
- 中堅・大企業の資金繰り支援等(日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠(危機対応)の8兆円追加及び財務基盤強化(法律改正を与党において検討)、危機対応への日本政策金融公庫の損害担保枠拡充、産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化への損害担保制度創設・拡充、中堅企業への債務保証拡充、産業革新機構出資枠拡充等)
- 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援(国際協力銀行(JBIC)による支援の一層の推進、日本貿易保険(NEXI)による支援拡充)
- 銀行等保有株式取得機構の活用(金融機関等からの買取対象の拡大(法律改正を与党において検討))
- 株式市場への対応(市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買取る仕組みを整備(法律改正を与党において検討)、借入に係る政府保証枠を50兆円とする等所要の予算を措置)
- 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化
- 住宅・土地金融の円滑化(住宅ローンの円滑な借入れ支援、大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援等)
- アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策(JBICによる貿易金融円滑化・環境投資支援、JICAによる緊急財政支援等)
- 金融政策について(適切かつ機動的な金融政策運営への期待等)

3. 事業の前倒し執行

◇現下の経済・雇用情勢に対応し、雇用創出効果が一日も早く発揮されるよう、公共事業等について実質的に過去最高水準の前倒し執行を進める。

<具体的施策>

○公共事業等に係る平成 21 年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。

II. 成長戦略－未来への投資

中長期的な成長を図るため、新たな経済成長戦略等を踏まえ、以下に示す3つのプロジェクト(「低炭素革命」、「健康長寿・子育て」、「底力発揮・21 世紀型インフラ整備」)のうち、特に緊急に実施すべき施策を実行する。

1. 低炭素革命

◇太陽光、低燃費車、省エネ機器等世界トップ水準にある環境・エネルギー技術の開発・導入促進、交通機関及び交通・物流インフラの革新等により、世界に先駆けて「低炭素・循環型社会」を構築するとともに、都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略の強化等により「資源大国」を目指す。

(1) 太陽光発電

太陽光をはじめとする新エネ・省エネ技術の普及を急加速するため、「スクール・ニューディール」構想、太陽光発電の導入抜本加速[2020年頃に20倍程度に]を図る。

<具体的施策>

○「スクール・ニューディール」構想(学校耐震化の早期推進、太陽光パネル

をはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施)

- 家庭等で発電した太陽光電力の電力会社による新たな買取制度導入〔既存施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3～5年間で半額程度の価格に低減〕
- 公共建築物・住宅等への太陽光発電の導入促進等
- 電気の安定供給を実現する世界最先端の系統制御システム等開発支援
- 太陽光パネル等の海外への普及促進重点実施
- 小水力の普及促進 等

(2) 低燃費車・省エネ製品等

低炭素及び我が国自動車産業の競争力強化のため、我が国の優れた技術力・環境力を活かしつつ、次世代自動車をはじめとする環境対応車の開発・普及を推進する〔2020年に新車販売の5割がエコカー〕。また、省エネ機器の普及促進等を実施する。

<具体的施策>

- 環境対応車への買換えなど普及促進
- 公用車の環境対応車への買換え促進
- グリーン家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫)の普及加速(「エコポイント」の活用等)
- 建築物のゼロエミッション化加速(2030年までに新築公共建築物での実現を目指した開発等)
- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速〔当面3年間で300万戸〕、長寿命化等の促進
- 燃料電池、ヒートポンプの普及促進、CNGスタンドの整備促進
- 「地域版グリーンニューディール基金」の創設 等

(3) 交通機関・インフラ革新

運輸部門を中心とした交通・都市・地域の更なる低炭素化を進めるため、低炭素交通機関の世界最速開発・最速普及や低炭素交通・物流インフラの整備等

を推進する。

<具体的施策>

- 低炭素交通・物流インフラの革新(超電導リニアの実用化技術確立〔2016年度まで〕、実験線延伸の工事促進〔2013年度中早期〕等、中央新幹線の調査促進、フリーゲージトレインの実用化評価実施〔2010年夏を目途〕、電池式省エネ路面電車の実用化技術確立〔2012年度を目途〕、船舶版アイドリングストップ)
- 高効率船舶技術開発〔2012年までにCO2を30%削減〕、非接触給電(IPT)ハイブリッドバスの実用化技術確立 等

(4) 資源大国実現

都市鉱山開発、国際的な資源獲得戦略、水処理技術の国際展開の強化等により、「資源大国日本」を目指す。

<具体的施策>

- レアメタル等を含む製品のリサイクルシステム構築(「都市鉱山」活用)〔今後3年間で携帯電話1億台(約3.2トンの金)の回収を目指す〕
- 石油等の上流権益確保への支援強化、海洋資源開発
- 世界の水市場参入〔3年以内に和製メジャー第一号の創設を目指す〕
- 原子力産業の基盤強化 等

2. 健康長寿・子育て

◇地域医療再生、医薬品等新技術の開発加速や介護機能強化に重点的に取り組み、高齢化の進展を内需拡大、雇用創出に活かし、我が国の新たな飛躍の糧とする。また、安心こども基金の拡充等により、保育サービスをはじめ子育て支援の強化を図るとともに、厳しい経済情勢を踏まえ、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。

(1) 地域医療・医療新技術

医療機関間の連携強化、地域における医師の確保により地域医療の強化を図

るとともに、先端医療設備の整備を進め、拠点病院等を耐震化する。また、がん等の戦略的分野における医療技術・医薬品・医療機器、新型インフルエンザワクチン等の開発を推進する。

<具体的施策>

- 都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援
- 医療機関の機能・設備強化(大学病院の機能強化、国立高度専門医療センターの先端医療機器等整備、災害拠点病院の耐震化等)
- がん等の戦略的分野における医薬品等の開発・橋渡し・実用化の加速(研究開発体制等整備、ベンチャー支援、先端医療開発特区の支援等)
- がん、小児等の未承認薬等の開発支援、審査迅速化、治験基盤の充実
- 医薬品等の承認審査・安全対策の体制強化
- 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の抜本強化
- 医療IT化推進(レセプトオンライン化の推進、社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備、遠隔医療の推進等)
- 地域総合健康サービス産業の創出支援

(2) 介護職員の処遇改善・介護拠点整備

介護人材の処遇を改善し、人材確保を図るとともに、介護基盤の緊急整備により新たな雇用機会を創造する。

<具体的施策>

- 介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成
- 介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の3年間拡大
- 福祉・介護人材の資格取得等のキャリア・アップ支援等
- 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、施設に対する優遇融資拡充等
- 生活支援ロボット等の実用化支援 等

(3)子育て・教育支援

保育サービス等の充実をはじめとする子育て支援の強化を行うとともに、学生・生徒等が安心して学べる環境を整備する。

<具体的施策>

- 不況下の子育て世代支援(現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施)
- 地域における子育て支援の拡充等(保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等)
- 女性特有のがん対策(一定の年齢に達した女性に対し、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担を免除する等の措置を講ずることにより、女性特有のがん対策を推進)
- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
- 教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等)
- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備

◇我が国経済の「底力」の発揮、21世紀型インフラ整備を図る。このため、中長期的な成長力を高める観点から、農林漁業の振興を図るとともに、先端技術開発・人材力強化、中小企業支援を進める。また、道路・港湾・空港等のインフラ整備やITの徹底活用により、地域連携の強化と競争力強化、国民の利便性向上を図る。あわせて、コンテンツ、文化・芸術・スポーツ、観光の振興を図る。

(1)農林漁業の底力の発揮

農地の有効利用や、農業の将来を担う担い手の確保、需要に応じた生産振興、森林資源の整備・活用等により、農林漁業の底力を発揮し、食料自給力の向上と雇用創出を図る。

<具体的施策>

- 「平成の農地改革」の断行と担い手の確保(農地の集積化、耕作放棄地の解消、農業経営体の育成)
- 需要に結びついた生産振興等(水田フル活用、麦・大豆等農業部門の体質強化、自然エネルギー活用・資源循環・植物工場等)
- 農山漁村の活性化と森林・林業の再生(森林吸収源対策、花粉発生源対策、間伐材・地域材等の徹底利用等)
- 水産業の活性化(漁場生産力向上、就業促進、競争力向上等)等

(2)先端技術開発・人材力強化、中小企業支援

我が国の経済成長の鍵を握る技術力や人材力の強化を目指し、大学等の教育研究施設・設備や研究支援者等の研究環境の抜本的な改善を図る。また、地域を支える中小企業を総合的に支援する。

<具体的施策>

- 世界トップレベルの研究者等の招聘、世界最先端研究開発インフラへの刷新[5研究拠点を 2016 年に世界トップレベルに]、大学等における教育研究基盤の強化等
- 産学官連携の強化(技術研究組合制度等を活用した研究開発支援、地域の産学官共同研究拠点の整備)
- 新学習指導要領への対応(小中高校における理数教育の抜本強化等)
- 留学生の受入れ促進(留学生宿舍の整備等)、若手研究者等の海外への留学支援
- 研究に集中できるサポート体制、多年度に自由に運営できる研究資金など、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度の創設
- ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援
- 中小企業の海外市場開拓支援等(海外見本市への出展支援等)
- 中小企業事業再生支援の強化(中小企業再生支援協議会の支援体制強化等)等

(3) 地域連携と競争力強化の基盤整備

「国土ミッシングリンク」の結合や港湾・空港インフラの強化等により、地域間の連携強化や競争力の強化を図る。

<具体的施策>

- 「国土ミッシングリンク」の結合(三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等)
- 港湾・空港インフラの強化(スーパー中枢港湾の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化等)
- 首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査
- 整備新幹線の着実な整備

(4) ITによる底力発揮

経済社会の活性化と変革の牽引車として、ITを最大限活用し、新しい経済社会システムを実現する。

<具体的施策>

- 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化
- デジタル・ディバイド解消(ブロードバンド・ゼロ地域の解消、携帯不感エリアの解消加速等)
- 電子政府・電子自治体の加速(国民電子私書箱の推進等)
- グリーンITで世界を牽引
- ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化
- ICTを活用した地域の活性化等(ユビキタスタウンの構築等) 等

(5) ソフトパワー・観光

海外において高い評価を得ている我が国のアニメ、マンガ、映画、放送番組などのソフトパワーを新規市場創出や若年雇用拡大に活用する。文化・芸術・スポーツの振興を図る。また、2020年までに訪日外国人旅行者数が2000万人となる「観光立国」を加速化するためのプロジェクトを重点的に実施する。

<具体的施策>

- ソフトパワーの海外展開支援[コンテンツ産業の輸出比率(1.9%)を米国並(17.8%)に]、地域発ソフトパワー発信・活用の強化
- 次世代著作権取引支援システム等の環境整備
- メディア芸術の国際的発信、文化インフラ整備、伝統的な文化による地域活性化と文化力向上、文化財の緊急防火・防犯対策、映画館デジタル化
- スポーツ施設の整備などスポーツ振興のための基盤の確立等
- 日本ブランド発信強化による需要拡大
- 世界有数の観光地形成(観光圏整備(当面約 30 地域)、景観形成や歴史まちづくり[2012 年度までに 500 地域へ]、無電柱化、旅館街再生支援等)
- 世界からのアクセスの抜本的な改善(成田・羽田間アクセス改善、訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等)
- 有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進(例: 休暇の地区別取得の検討) 等

Ⅲ. 「安心と活力」の実現－政策総動員

国民の「安心と活力」を実現するため、各分野における政策を総動員する。

1. 地域活性化等

◇地域におけるまちづくりへの支援や地域の実情に応じた活性化策を推進する。また、住宅対策として耐震化等の促進、円滑な資金調達のための措置等により、住宅投資の活性化を図るとともに、離職者の居住安定確保の推進等を図る。

<具体的施策>

- 地域交通の活性化等(開かずの踏切の解消、地域公共交通等)
- まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等
- コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり(歩行空間・自転車利用環境の整備等)

- 住宅・建築物の耐震化等の促進
- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速[当面3年間で300万戸]、長寿命化等の促進(再掲)
- 高齢者・子育て世帯等に対する住宅セーフティネットの充実、離職者の居住安定確保の推進
- 住宅・土地金融の円滑化(再掲)
- 木造住宅の振興、住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行
- 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」(「3. 地方公共団体への配慮」に再掲)

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

◇国民の安心した生活を確保するため、社会保障への取組として、年金記録問題解決への体制を強化するとともに、障害者自立支援、高齢者医療の安定的な運営の確保等に向けた対応を図る。

<具体的施策>

- 年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備
- 障害者の自立支援対策の推進(職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進 等)
- 高齢者医療の安定的な運営の確保等(長寿医療制度の均等割保険料8.5割軽減の平成21年度における継続、健保組合のIT化推進のための財政支援、失業者に係る国保・長寿医療制度の保険料減免の推進)
- 難病患者に対する支援(難病患者の医療費負担を軽減するため、現在、医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患について、医療費助成の対象に追加)
- 検査施設の整備による輸入食品の検査体制の強化
- その他の社会保障関連の取組

(2) 消費者政策の抜本的強化等

◇消費者が、安心して安全で豊かな消費生活を営むことができるよう、消費者庁の創設及び地方消費者行政の強化を図る。また、規制改革、独禁法等の厳正な運用等に取り組む。

<具体的施策>

- 消費者庁の早期創設と地方の消費生活相談体制の緊急整備等
- 規制改革への取組
- 独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立 等

(3) 防災・安全対策

◇社会資本ストックの耐震化等対策、ゲリラ豪雨対策等防災・災害対策等を進め、国民の安全を確保する。

<具体的施策>

- 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策
- ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等
- 交通の安全確保対策(駅・道路のバリアフリー化、国幹会議^(注)の議を経て暫定二車線区間のうち、交通量が多く、渋滞・事故多発区間の四車線化等)^(注)国幹会議…国土開発幹線自動車道建設会議
- 消防防災体制の整備

(4) 治安体制の整備等

◇国民の生活の安全に対する不安の高まりを踏まえ、治安体制の整備等に取り組む。

<具体的施策>

- 治安体制の整備等(街頭防犯カメラ、警察用車両整備等)

3. 地方公共団体への配慮

◇本対策における公共事業等の追加に伴う地方負担の軽減を図り、地方公共団体が国の施策と歩調を合わせ、地域における公共投資を円滑に実施することができるよう、補正予算債による対応に加え、各地方公共団体の負担額等に応じて配分する「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」を交付する。

◇地方公共団体において、地球温暖化対策、少子高齢化社会への対応、安全・安心の実現、その他将来に向けた地域の実情に応じるきめ細かな事業を積極的に実施できるよう、「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」を交付する。この交付金の活用にあたっては、地域の中小企業の受注機会に配慮するよう要請する。

<具体的施策>

- 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」

IV. 税制改正

◇需要不足に対処する観点から、高齢者の資産を活用した住宅取得の支援、中小企業の活動の支援、民間の研究開発投資の確保のため、関連する税制について所要の整備を行う。

<具体的施策>

- 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減
- 中小企業の交際費課税の軽減
- 研究開発税制の拡充

<財源等>

1. 国費と事業規模

本対策の国費と事業規模は、別紙1のとおりである。

2. 財源

本対策の財源は、財投特会の積立金、建設国債、経済緊急対応予備費を充て、なお不足する場合には、特例公債を発行する。

(別紙1)

「経済危機対策」の規模

(単位：兆円)

	国費	事業費
I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避	4.9 程度	44.4 程度
1. 雇用対策	1.9 程度	2.5 程度
2. 金融対策	3.0 程度	41.8 程度
II. 成長戦略－未来への投資	6.2 程度	8.8 程度
1. 低炭素革命	1.6 程度	2.2 程度
2. 健康長寿・子育て	2.0 程度	2.8 程度
3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備	2.6 程度	3.8 程度
III. 「安心と活力」の実現－政策総動員	4.3 程度	5.0 程度
1. 地域活性化等	0.2 程度	0.4 程度
2. 安全・安心確保等	1.7 程度	2.2 程度
3. 地方公共団体への配慮	2.4 程度	2.4 程度
IV. 税制改正	0.1 程度	0.1 程度
合 計	15.4 程度	56.8 程度

(注1)

(注1) 21年度財投追加7.8兆円による事業費の増を含む。

また、公共事業及び施設費の地方負担に係る交付金については、合計において事業費の重複を控除している。

(注2) この他、株式市場への対応に係る政府保証50兆円がある。

I. 緊急的な対策－「底割れ」の回避

1. 雇用対策

(1) 雇用調整助成金の拡充等

- ・解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の助成対象への追加に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃等

(2) 再就職支援・能力開発対策

○ 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

- ・若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」を支給するとともに、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学の実施
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援

○ 職業能力開発支援の拡充・強化

- ・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- ・民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供拡充等

○ 障害者の雇用対策

- ・障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ、障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等

○ ハローワーク機能の抜本的強化等

- ・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

(3) 雇用創出対策

- ・更なる雇用創出等を図るため、緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等
- ・海外における我が国の優れた技術の活用等を通じた緊急雇用創出

(4) 派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等

○ 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

- ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保、製造業務派遣に対する重点監督の実施
- ・派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

○ 内定取消し対策等

- ・内定取消し企業についての企業名公表の実施
- ・未内定学生等対象の就職面接会の実施等
- ・妊娠・出産、産前産後休業及び育児休業等の取得等を理由とする解雇等の不利益取扱いに関する相談

への適切な対応、未然防止に向けた周知徹底等

・未払賃金立替払の請求増加への対応

○ 外国人労働者への支援

・通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化

・我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

・定住外国人の子どもに対する日本語指導等を通じた就学支援

・帰国を希望する日系人離職者に対する家族を含む帰国支援の実施

・外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

(5)住宅・生活支援等

・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

・ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進

2. 金融対策

○ 円滑な金融仲介機能の発揮促進等

・金融円滑化のための特別ヒアリング・集中検査(実施中)

・金融機能強化法の活用促進(公的資本に係る配当率を平時の水準に設定等)(実施中)

・金融仲介機能発揮のための制度整備等

－緊急保証に係るリスクウェイトの見直し(10%→0%)(実施済)

－コベナンツ^(注)対応の弾力化の促進(実施済)

－市場型間接金融(シンジケートローン等)の積極的活用の要請(実施済)

(注)コベナンツ…借り手に対して一定の純資産の維持等を義務付ける条項

○ 中小企業の資金繰り支援

・緊急保証の規模拡大(緊急保証枠の10兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫・信用保証協会の財務基盤強化)

・緊急保証等の改善(据置期間の延長、普通保険を活用した無担保保証への対応等)

・セーフティネット貸付の規模拡大(貸付枠の3兆円追加及びハイリスク対応も踏まえた日本政策金融公庫等の財務基盤強化)

・セーフティネット貸付等の改善(無担保・無保証貸付、倒産対応貸付、雇用関連貸付の金利引下げ。マル経融資・創業者融資の拡充等)

・商工中金の貸付(危機対応)の規模拡大(貸付枠の2.4兆円追加及び日本政策金融公庫・商工中金の財務基盤強化(要法律改正))

・元本返済猶予など既往債務の条件変更への積極的な対応(日本政策金融公庫・商工中金において1.5兆円を目処に対応)

・日本政策金融公庫の対策関係の業務の円滑な推進に必要な体制の確保

・中小企業倒産防止共済制度の一時貸付金利の引下げ

○ 中堅・大企業の資金繰り支援等

- ・日本政策投資銀行・商工中金の長期資金貸付枠拡大(危機対応)等
- 現行の長期資金貸付枠に8兆円を追加
- その際、資金供給にあたって以下のような多様な経路の活用にも配慮する
 - ・新発社債購入(社債償還資金貸付を含む)
 - ・コミットメント・ラインの設定
 - ・民間金融機関と協働した形での融資
 - ・大企業向け融資を通じて、関連の中堅・中小企業へ資金供給
- 民間金融機関の貸出額を確保する観点から、日本政策投資銀行の保証を活用
- あわせて日本政策金融公庫による損害担保枠の拡充
 - ・日本政策投資銀行が、危機対応業務を円滑に行えるよう財務基盤の強化(追加出資)等を行う(そのための法律改正を与党において検討)
 - ・産業活力再生特別措置法に基づく出資円滑化のための損害担保制度の創設・拡充及び中堅企業に対する中小企業基盤整備機構による債務保証制度の拡充
 - ・先端技術の強化・再編に長期資金を供給する産業革新機構の出資枠拡充
- 我が国企業の海外事業等の資金繰り支援
 - ・我が国企業の海外事業支援(国際協力銀行(JBIC)による支援の一層の推進(外為特会からの外貨借入も活用)、日本貿易保険(NEXI)による支援拡充)
- 銀行等保有株式取得機構の活用
 - ・金融機関が保有する優先株(優先出資証券)、ETF及びJ-REIT、並びに事業法人が保有する金融機関の優先株(優先出資証券)を買取対象に加える(そのための法律改正を与党において検討)
- 株式市場への対応
 - ・市場の価格発見機能に重大な支障が生じる状況が継続するような例外的な場合に備えて、臨時・異例の措置として、政府の関係機関が市場から株式等を買取り取る仕組みを整備する(そのための法律改正を与党において検討)。借入に係る政府保証枠を50兆円とするなど、所要の予算措置を講じる
- 開示制度及び会計処理に関する対応並びに税務上の取扱いの明確化
 - ・「継続企業の前提に関する注記」について、投資家に対し企業の経営実態に即したより有用な情報提供を確保するための制度の改善
 - ・企業の会計処理について、国際的な動向も勘案しつつ、迅速かつ適切な対応がなされるよう我が国会計関係者の努力を引き続きサポート
 - ・上場有価証券の評価損について、税務上の損金算入に関する取扱いの明確化・周知(実施済)
- 住宅・土地金融の円滑化
 - ・住宅ローンの円滑な借入れ支援(住宅融資保険制度の拡充、フラット35の融資率の引上げ等)
 - ・大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援(都市再生機構や民間都市開発推進機構の活用)
 - ・住宅・不動産事業者の円滑な資金調達支援(住宅金融支援機構のまちづくり融資の充実等)
 - ・官民一体となったファンドの創設や日本政策投資銀行等によるJ-REITへの資金供給の充実
- アジアを中心とした日系企業進出先途上国支援策
 - ・JBICによる貿易金融円滑化・環境投資支援、JICAによる緊急財政支援等
- 金融政策について
 - ・日本銀行においては、引き続き政府との緊密な情報交換・連携を保ちつつ、金融市場の安定確保に取り組むとともに、内外の厳しい経済金融情勢の下、政府における本対策や構造改革への取組を踏まえ、適

切かつ機動的な金融政策運営により、経済を下支えするよう期待する。

3. 事業の前倒し執行

- 公共事業等に係る平成21年度当初予算の上半期の契約率については、特別な事情があるものを除き、入札改革の進展も勘案して、実質的に過去最高水準の前倒しである8割を目指し、最大限努力する。

Ⅱ. 成長戦略－未来への投資

1. 低炭素革命

(1) 太陽光発電

- 「スクール・ニューディール」構想(学校耐震化の早期推進、太陽光パネルをはじめとしたエコ改修、ICT環境の整備等を一体的に実施)[うち、3年間で公立をはじめとする学校施設に一体的実施を抜本拡大]
- 太陽光発電の導入抜本加速
 - ・家庭などで発電した太陽光発電について電力会社が、当初は、現在の2倍程度の価格で買い取る、新たな買取制度を創設[既存の施策とも併せた技術革新・需要拡大により、3～5年後に太陽光発電システムの価格を現在の半額程度に低減]
 - ・公共建築物・公的施設・住宅・在外公館等への太陽光発電の導入促進等
- 離島における新エネルギー導入促進のためのビジョンの策定及び導入支援
- 電気の安定供給を実現する世界最先端の系統制御システム等の開発支援
- 太陽光パネル等の海外への普及促進の重点実施
- エネルギー供給事業者に対する非化石エネルギー導入拡大を義務づける法体系の整備
- 中小企業による太陽光発電設置、電力会社によるメガソーラー設置支援
- 小水力の普及促進

(2) 低燃費車・省エネ製品等

- 環境対応車への買換えなど普及促進(平成21年4月10日に遡及適用)

① 経年車の廃車を伴う新車購入補助(スクラップインセンティブ)

要件	登録車	軽自動車
車齢13年超車から2010年度燃費基準達成車へ	25万円	12.5万円

② 新車購入補助(経年車の廃車を伴わないもの)

要件	登録車	軽自動車
4☆かつ2010年度燃費基準+15%以上	10万円	5万円

(注)上記の補助単価は乗用車の場合(トラック・バス等の重量車にも補助実施)

- ・次世代自動車の世界最速普及を図る
- 公用車の環境対応車への買換え促進
- グリーン家電(テレビ・エアコン・冷蔵庫)の普及加速(「エコポイント」の活用等)

エコポイントの付与に関する考え方

要件	エアコン	冷蔵庫	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5%相当	5%相当	5%+5%(地デジ対策)相当
さらに、リサイクル(買換)を伴う場合	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当	リサイクル料金相当(平均3%)

- ・グリーン家電の爆発的普及を図る
- 建築物のゼロエミッション化の加速的展開(2030年までに新築公共建設物のゼロエミッション化を目指した開発等)
 - ・公共建築物や民間ビルのうち、省エネ効果が高いものにつき、省エネ診断及び改修を促進(当面3年間、重点実施)
- 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速[当面3年間で300万戸]、長寿命化等の促進
- 政府の庁舎等の省エネルギー化(省エネ機器の設置等)
- 燃料電池、ヒートポンプの普及促進、CNGスタンドの整備促進

- 研究開発や設備投資等への支援
- 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車、充電インフラのモデル事業による実証実験
- 環境・エネルギー革新技術等の開発・実証の集中実施
 - ・低炭素社会の構築に必要となる有望技術・社会システムの開発・導入実証(スマートグリッド、スマート・メーター、スマートハウス・ビル等)
 - ・革新的蓄電池・太陽光発電・ナノテク等の技術開発・標準化等
 - ・次世代蓄電池、高性能モーター等環境技術への研究開発(蓄電池とその材料の研究開発評価拠点の整備等)
- 「Cool Earth - エネルギー革新技術計画」に基づき、CCS 等のエネルギー革新技術開発の加速化
- 国立公園等における街灯照明の LED 化等の推進
- 環境融資・投資の促進
 - ・京都議定書目標達成に向けて積極的に環境投資を行う企業に対する優遇融資の推進等
- CO2 排出量の見える化等(「カーボンフットプリント制度」、「カーボン・オフセット」普及等)
- 国内クレジット制度を活用した中小企業等における省エネ設備等の導入促進
- 「地域版グリーンニューディール基金」の創設

(3) 交通機関・インフラ革新

- 低炭素交通・物流インフラの革新(超電導リニアの実用化技術確立[2016 年まで]、実験線延伸の工事促進[2013 年度中早期]等、中央新幹線の調査促進、フリーゲージトレインの実用化評価実施[2010 年夏を目途]、電池式省エネ路面電車の実用化技術確立[2012 年度を目途]、ITS(高度道路交通システム)、船舶版アイドリングストップ)
- 高効率船舶に係る技術開発等[2012 年までにCO2 を 30%削減]、非接触給電(IPT)ハイブリッドバスの実用化技術確立[CO2を約 50%削減]など次世代低公害車の技術開発・実用化)
- バス等公共交通機関の利便性向上・利用促進

(4) 資源大国実現

- レアメタル等を含む製品のリサイクルシステム構築(「都市鉱山」活用)[今後3年間で携帯電話1億台(約 3.2トンの金)の回収を目指す]
- 石油等の上流権益確保への支援強化、海洋資源の開発(海底熱水鉱床等)等
- 世界の水市場参入[3 年以内に和製メジャー第一号の創設を目指す]
- 原子力関連産業の技術開発強化等
 - ・素材部材メーカーの国際競争力強化に資する技術開発支援等
- 森林資源の整備と地域材・木質バイオマスの総合的な利活用促進[2020 年に国産材供給量を倍増]
- 資源リサイクル
 - ・先進国型シップリサイクルの推進による鉄資源確保と低炭素貢献[大型タンカー1 隻から鉄鋼:約 3 万 5 千トン]
 - ・廃プラスチックの総資源化(都市油田開発)[2020 年までに年 90%以上の資源化を可能とする革新的技術開発等を推進]
 - ・我が国リサイクル産業の国際競争力強化
- アスベスト・PCB 等の効率的な処理体制を早急に構築

- アジアにおける資源循環システムや低炭素型・低公害型社会等の構築を目指して、日本の協力による環境モデル都市を実現
- クリーンアジア・イニシアティブを推進
- 生物多様性の推進
 - ・野生動植物種の分布状況に関するデータ構築等生物多様性に関する情報整備等の推進

2. 健康長寿・子育て

(1) 地域医療・医療新技術

- 都道府県が地域の医療課題の解決に向けて策定する「地域医療再生計画」に基づいて行う、医療圏単位での医療機能の強化、医師等の確保等の取組を支援
 - ・地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化
 - ・医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師等の勤務環境改善
 - ・大学病院等と連携した医師派遣機能の強化(医師確保のための奨学金の活用等により、医師不足の地域や診療科への医師の確実な配置を強化)
 - ・医療機能連携のための施設・設備・IT基盤の集中整備
 - ・新生児集中治療室(NICU)・救命救急センター拡充、NICUや回復期治療室(GCU)の後方病床としての重症心身障害児施設等の整備 等
- 医療機関の機能・設備強化(大学病院の機能強化、国立高度専門医療センターの先端医療機器等整備、災害拠点病院の耐震化等)
 - ・地域の中核的な医療機関としての大学病院の機能強化(大学病院のNICU等周産期医療・がん治療・救急医療環境等の整備、医師事務作業補助者の雇用促進、私立大学病院の施設整備への支援(利子助成))
 - ・国立高度専門医療センターにおける先端医療機器等の整備及び財務基盤の安定強化
 - ・災害拠点病院等の耐震化
 - ・医療機関に対する優遇融資拡充
- がん等の戦略的分野における医薬品・医療機器・再生医療の開発・橋渡し・実用化の加速
 - ・iPS細胞、脳科学等最先端の医療技術開発を加速するための研究開発拠点整備、技術開発・情報基盤整備
 - ・研究開発資金供給・長期リスク資金供給等によるベンチャー等への支援
 - ・先端医療開発特区への予算集中投入
 - ・生活習慣病等の原因解明や予防・治療法の確立を目指して、倫理面に配慮しつつ、大規模集団疫学調査データとゲノム情報を融合した研究を推進
- がん、小児等の未承認薬等の開発支援、承認審査体制の充実と迅速化、疾患重点分野における治験基盤の充実
 - ・未承認薬等の特別審査ルート(審査期間を12か月から6か月に短縮)の新設等
 - ・化学物質等にぜい弱な小児に対する健康影響調査の推進
- 医薬品等の承認審査・安全対策の体制強化
 - ・承認までの期間を新医薬品は全体で約2.5年、新医療機器は全体で約1.5年短縮

○ 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の抜本強化

・全国民分のワクチン開発・生産期間(現在1年半～2年)を大幅短縮(約半年)する体制を5年以内に整備

○ 医療IT化推進(レセプトオンライン化の推進、社会保障カード(仮称)実施の環境整備、遠隔医療推進等)

・レセプトオンライン化の推進

・平成23年度中を目途とした社会保障カード(仮称)の実施に向けた環境整備(医療保険者における環境整備の推進等)

・電子カルテ等の導入補助、遠隔医療の推進、高速ブロードバンド網の整備等を通じた地域医療連携の推進

○ 地域総合健康サービス産業の創出支援

・個々の住民の意向やニーズに応じた健康サービスを医療機関等とも連携しつつ提供(オーダーメイドの食材提供、生活運動指導等)

(2)介護職員の処遇改善・介護拠点整備

○ 介護職員の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成

○ 介護施設や地域介護拠点の整備に対する助成及び融資の3年間拡大

○ 福祉・介護人材の資格取得等のキャリア・アップ支援等

・離職者等への無料の職業訓練

・現任介護職員等の研修支援

・個々の求職者にふさわしい職場紹介と定着支援

・地域における相談支援体制の整備

○ 社会福祉施設等の耐震化、スプリンクラー整備、施設に対する優遇融資拡充等

○ 生活支援ロボット等の実用化支援

○ 特別養護老人ホーム等への整備転換等に対する財政支援

(3)子育て・教育支援

○ 不況下の子育て世代支援

・現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施

○ 地域における子育て支援の拡充等(保育サービス等の充実、地域子育て支援の充実等)

・保育サービス等の充実(保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等)

・地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充

・不妊治療の助成拡充

○ 女性特有のがん対策

・一定の年齢(子宮頸がん検診については20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がん検診については40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳)に達した女性に対し、健康手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診料の自己負担をクーポンにより免除

・女性の健康支援の拡充

○ ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充

・母子家庭等への資格取得支援、在宅就業支援等

- ・生活保護制度における子どもの健全育成支援
- ・児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等
- 教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免・奨学金事業等への緊急支援等)
- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備

(1) 農林漁業の底力の発揮

- 「平成の農地改革」の断行と担い手の育成(農地の集積化、耕作放棄地の解消、農業経営体の育成)
 - ・地域の利用可能な農地を次世代に確実に伝承するため、農地の集積化を促進
 - －農地転用規制の厳格化等による優良農地の確保
 - －農地賃借の規制見直し等を通じた意欲ある者への農地の集積促進
 - ・2011年度を目途に農業上重要な地域を中心に概ね10万haの耕作放棄地を解消
 - －荒廃状況や権利関係の調査、農地利用調整等の取組を支援
 - －再生作業、土壌改良、営農定着の取組を定額支援
 - ・農業経営体の育成(新規就農者の確保等)
- 需要に結びついた生産振興等(水田フル活用、麦・大豆等農業部門の体質強化、自然エネルギー活用・資源循環・植物工場等)
 - ・水田のフル活用の推進に向けた、流通・加工と連携した戦略作物の生産強化
 - －水田フル活用による戦略作物等(米粉用米、飼料用米、麦・大豆等)の作付け支援[輸入小麦500万トンの1割の米粉に置き換わった場合、食料自給率は1.4%向上]
 - －米粉生産者等への金融等の支援
 - ・麦・大豆・畜産・野菜・果樹等の農業部門の体質強化
 - －カントリーエレベーターの再編整備等により、麦、大豆、エサ米の増産に対応 等
 - －機械導入の支援等による生産性や飼料自給率の向上、産地の活性化
 - －リース方式による施設・機械等の導入、超長期保存技術等の活用による野菜、果実の安定的・計画的供給や効率的な流通システムの構築 等
 - ・農山漁村の自然エネルギーの活用や資源循環の推進、植物工場の普及・活用等による新産業創出等 [3年間で、植物工場の数を現状の50ヶ所から150ヶ所に3倍増、植物工場における野菜の生産コスト3割縮減]
 - －農林水産物や未利用バイオマスを活用した新産業の育成と新たな雇用の確保 等
 - －植物工場の設置支援、研究開発・研修機能の強化、遺伝子組換え技術や植物工場等を活用した医薬品、医療用新素材等を生産する新産業の創造(例:スギ花粉症緩和米)
 - －バイオマス等農山漁村における未利用エネルギーの活用
 - －食品循環資源リサイクルの推進
- 農山漁村の活性化と森林・林業の再生(森林吸収源対策、花粉発生源対策、間伐材・地域材等の徹底利用等)
 - ・国産農林水産物等の海外販路の維持・充実、農商工連携、都市農村交流、学校給食の活用をはじめとす

る地産地消の促進などによる地域活性化

- ・森林資源を核とした地域産業の再生・創造(間伐促進と林内路網の飛躍的整備、地域材の需要拡大と木質バイオマスの徹底活用等)
- ・花粉発生源対策[3年間で、300万本のスギを花粉発生の少ないものに植え替え]
- ・緑の雇用による新規林業就業者の確保
- ・セーフティネットの充実等

○ 水産業の活性化(漁場生産力向上、就業促進、競争力向上等)等

- ・藻場・干潟の整備、漂着・漂流物の除去・処理等
- ・漁業への就業促進、生産性向上等のための施設・設備の導入等
- ・セーフティネットの充実や販売力強化による競争力の強化

(2)先端技術開発・人材力強化、中小企業支援

○ 世界トップレベルの研究者等の招聘、世界最先端研究開発インフラへの刷新[5研究拠点を2016年に世界トップレベルに]、大学等における教育研究基盤の強化等

- ・我が国の先端研究拠点への外国人著名研究者や若手研究者の招聘を通じた我が国の研究環境の国際化と日本の存在感の拡大
- ・大学における研究支援者等の確保、ポスドクの産業界での積極的活用等
- ・基礎科学力強化及びその成果を活用したイノベーション強化のための人材育成(若手研究者の研鑽機会の確保等)
- ・大学等における教育研究基盤の強化(施設・設備の高度化・老朽化対策の推進)
- ・地域振興にも資する国際的な教育研究拠点の形成
- ・次世代太陽電池等の最先端の環境技術の研究開発の加速(つくば地区拠点化、海底資源探査技術の開発、核融合エネルギーの国際共同研究の推進)及び情報発信機能の強化等
- ・民間企業等の研究開発の支援(中小企業の製品性能の実証、提案公募型研究開発助成、研究開発に要する資金の利子負担軽減等)
- ・外国人高度人材ネットワークの構築

○ 産学官の連携の強化(技術研究組合制度等を活用した研究開発支援等、地域の産学官共同研究拠点の整備)

- ・地域産学官共同研究拠点の整備 等

○ 宇宙開発利用の推進による新市場創造等

- ・超小型衛星システムの開発・活用による新市場創造[3年以内に世界トップレベルの中小企業ベンチャー創出100社を目指すとともに、大学等における研究開発を推進]
- ・準天頂衛星システム等の開発等、地上インフラの整備、観測施設等の更新・整備 等

○ 小中高校における理数教育の抜本強化、教育環境の整備

- ・新学習指導要領の実施のための理数、外国語、体験活動、武道、幼児教育、特別支援教育などに関する設備等の教育環境の整備、外国人児童等への日本語教育の充実 等

○ 留学生の受入れ促進、若手研究者等の海外への留学支援

- ・「留学生30万人計画」のための環境整備促進(留学生宿舎の整備)等

○ 研究に集中できるサポート体制、多年度に自由に運営できる研究資金など、従来にない全く新しい「研究者最優先」の制度の創設

・我が国を代表する研究者(中心研究者)及び研究領域、課題を設定し、中心研究者、研究支援担当機関を中心とした研究開発を実施

○ 中小企業の資金繰り支援(再掲)

○ ものづくり基盤技術や次世代産業を支える技術の開発等を行う中小企業への支援

・ものづくり中小企業の試作品開発、販路開拓等への支援

○ 中小企業の国内外市場開拓支援

・海外見本市への出展支援

・国内主要市場での販路拡大支援

○ 中小企業事業再生支援の強化(中小企業再生支援協議会の支援体制強化等)

○ 下請企業に過度な負担となっている取引実態是正のため、下請代金支払遅延等防止法の厳正な運用、下請適正取引等の推進のためのガイドラインの活用、弁護士等の活用等による相談・周知の強化

○ 官公需対策

・官公需発注情報の一括検索システムの構築・運営、契約実績の詳細情報の提供等

・交付金の活用による、地域中小企業への受注機会への配慮要請

・ダンピング対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進

○ 下請建設企業等の経営強化対策

○ 商店街の活性化支援の強化(空き店舗を活用した子育て支援等)

(3)地域連携と競争力強化の基盤整備

○ 「国土ミッシングリンク」の結合(三大都市圏環状道路整備、主要都市間の規格の高い道路等)

・三大都市圏環状道路、主要都市間の規格の高い道路、拠点間・地域都市間のアクセス改善となる道路、スマートインターチェンジの整備等

・国幹会議の議を経て外環等を整備計画に位置づけ

○ 港湾・空港インフラの強化(スーパー中枢港湾の機能強化、羽田空港の容量拡大・機能強化等)

・スーパー中枢港湾の機能強化〔2010年度までに港湾コストの約3割を低減〕(鉄道や内航海運とのシームレス化等)

・大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新

・羽田空港の容量拡大・機能強化(C滑走路の延伸、総合的容量拡大調査等)

○ 首都圏国際ハブ空港の実現のための総合的調査

○ 整備新幹線の着実な整備

(4) ITによる底力発揮

IT戦略本部において決定した「三か年緊急プラン」を始めとする各種施策を着実に実施する。

○ 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策の強化

- ・デジタルテレビの普及加速(「エコポイント」制度の活用等)(再掲) 等

エコポイントの付与に関する考え方

要件	テレビ
統一省エネラベル4☆以上の製品の購入	5%+5%(地デジ対策)相当
さらに、リサイクル(買換)を伴う場合	リサイクル料金相当(平均3%)

○ デジタル・ディバイド解消

- ・ブロードバンド・ゼロ地域を解消
- ・携帯不感エリアの解消加速 等

○ 電子政府・電子自治体の加速

- ・ワンストップの行政サービスの実現に向けた国民電子私書箱の推進
- ・政府の施設の LAN 化の推進
- ・官民共用型のクラウド・データセンターの分散配置及び霞が関・自治体クラウド(仮称)の推進 等
- ・行政文書の電子化、公文書等のデジタルアーカイブ化推進
- ・地理空間情報の整備・活用推進(G空間行動プランの推進)

○ グリーンITで世界を牽引

- ・集中的にグリーンIT(サーバーなど置き換え)を推進 等

○ ITを活用したリーディング産業の競争力強化と地域・中小企業の活性化

- ・アナログテレビジョン放送の電波跡地の活用や新たな周波数割り当て、革新ネットワーク技術の開発等によるデジタル技術を活用した新産業の創出
- ・企業間情報連携の推進(ビジネスインフラの構築)、コンテンツ収集や著作権制御の技術開発、個人情報保護ルールの整備、コンテンツ流通環境の整備、今後3年以内に中小企業 100 万社が利用可能な SaaS 基盤の整備
- ・生産性向上のための ASP・SaaS の利活用促進

○ ICTを活用した地域の活性化等

- ・ユビキタスタウンの構築等

○ 医療のITインフラ等抜本整備

- 学校の全ての教室にデジタルテレビ(電子黒板等を含む)を配置、学校におけるパソコン配置の拡充、校内LANの整備、教育分野におけるデジタルコンテンツの充実・活用等促進によるデジタル教育の推進 等

○ 情報システム・セキュリティの信頼性向上、違法・有害情報対策など安全なIT社会基盤の整備

(5) ソフトパワー・観光

- ソフトパワーの海外展開支援(「コンテンツ産業海外展開ファンド」等[コンテンツ産業の輸出比率(1.9%)を米国並(17.8%)に])
- 地域発ソフトパワー発信・活用の強化
 - ・放送番組を含む地域映像コンテンツの製作・活用・発信支援
- 次世代著作権取引支援システム等の環境整備

- ・コンテンツ産業の活性化のため、著作権管理情報を一元化する次世代システムを整備し、迅速かつ柔軟な著作権取引環境を整備
- **メディア芸術の国際的発信、文化インフラ整備、伝統的な文化による地域活性化と文化力の向上、文化財の緊急防火・防犯対策、映画館デジタル化**
- **スポーツ施設の整備などスポーツ振興のための基盤の確立等**
 - ・地域スポーツ施設の整備、校庭の芝生化、オリンピックに向けたナショナルスポーツ施設・設備の整備などスポーツ振興のための基盤の確立 等
- **日本ブランド発信強化による需要拡大**
 - ・外客誘致事業の強化や新興市場への対象拡大、富裕層の取込み、国際会議等(MICE)の誘致等
- **国際競争力の高い魅力ある世界有数の観光地の形成(観光圏整備(当面約30地域)、景観形成や歴史まちづくりの加速[景観計画に基づき取組を進める地域を2012年度までに500地域へ]、無電柱化の加速、旅館街再生支援等)**
 - ・2泊3日以上滞在型観光促進のための観光圏整備の実施(当面約30地域の観光圏を支援)
 - ・無電柱化の加速
 - ・旅館街の面的な再生を図るための観光産業イノベーション促進事業の実施
 - ・公共交通機関等における中国語や韓国語にも対応した外国語表示の充実や宿泊施設における受入体制の充実 等
- **世界からのアクセスの抜本的な改善(成田・羽田間アクセス改善、査証審査体制整備を踏まえた訪日査証の見直し、空港入国審査待ち時間の大幅短縮等)**
 - ・東京駅～成田空港間30分台、東京駅～羽田空港間20分台。その結果、成田-羽田両空港間の鉄道アクセスを100分程度→50分台、梅田-関空間は30分台を実現
 - ・査証審査体制整備を踏まえた訪日査証(ビザ)の見直し(例:中国人観光客に対する個人ビザ実現)
 - ・空港入国審査の待ち時間の大幅短縮(3年間で、成田:28分→15分、関空:36分→20分)等
- **有給休暇の取得促進・休暇の分散化の促進(例:休暇の地区別取得の検討)**
 - ・観光地等における混雑緩和、施設等への埋蔵需要の創造・分散化のため、地域別の休暇取得の促進・分散化を検討する。
- **海岸漂着物や不法投棄等の処理**

Ⅲ. 「安心と活力」の実現—政策総動員

1. 地域活性化等

○ 地域交通の活性化等

- ・拠点間・地域都市間のアクセス改善となる道路の整備等(再掲)
- ・開かずの踏切等の解消
- ・内航海運・フェリーの活性化対策
- ・中小トラック事業者支援、国際海上コンテナ陸上輸送の効率化
- ・地方の鉄道、バス、離島航路等、地域公共交通の活性化・再生
- ・地方航空ネットワークの維持・充実
- ・地籍調査及び山村の土地境界に関する調査の推進
- ・都市鉄道等の整備

○ まちづくり支援・地域の実情に応じた活性化策の推進等

- ・地方の優良なまちづくりに対する支援等
- ・大規模都市再生プロジェクトや地方の優良な都市開発事業等の支援(都市再生機構や民間都市開発推進機構の活用)(再掲)
- ・容積率の緩和(高度な環境対策を行う建築物、優良な都市開発プロジェクト等の容積率特例の利用促進)
- ・定住自立圏における民間投資等の促進、合併市町村における新しいまちづくり、地域の人材力強化・元気再生
- ・地域力再生機構の早期設立・活用
- ・地域の汚水処理対策
- ・合併処理浄化槽への転換促進
- ・PFIについて、民間事業者が創意工夫を発揮しやすい環境の整備等、制度の改正
- ・水辺等環境整備
- ・国立公園等における自然とのふれあいの場の整備促進
- ・公共事業等の実施に当たって、ダンプ対策の充実等適正価格での契約を推進しつつ、とりわけ地域企業の適切な評価等を推進
- ・公共事業等の契約における最低制限価格の引上げなど地域経済・雇用の下支えにもつながる入札契約制度の改善の促進

○ コンパクトで人と環境に優しい都市・地域づくり(歩行空間・自転車利用環境の整備等)

○ 住宅・建築物の耐震化等の促進

○ 住宅等の省エネ化(エコハウス化)加速[当面3年間で300万戸]、長寿命化等の促進(再掲)

○ 高齢者・子育て世帯等に対する住宅セーフティネットの充実、離職者の居住安定確保の推進

○ 住宅・土地金融の円滑化(再掲)

○ 木造住宅の振興、住宅瑕疵担保履行法の円滑な施行

○ 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」(3. 地方公共団体への配慮に再掲)

2. 安全・安心確保等

(1) 社会保障

○ 年金記録問題の解決促進に向けた体制の整備

- ・年金再裁定請求の処理促進やねんきん特別便等の処理促進のための作業体制等の整備

○ 障害者の自立支援対策の推進(職員の処遇改善への助成、新体系への移行促進 等)

- ・福祉・介護人材の処遇改善やスキルアップの取組を行う事業者に対し、3年間助成
- ・離職者等への職業訓練、現任介護職員等の研修支援など、福祉・介護人材のキャリア・アップ支援(再掲)
- ・事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化
- ・視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備、国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化の整備等

○ 高齢者医療の安定的な運営の確保等

- ・長寿医療制度において、平成20年度に均等割保険料が8.5割軽減であった方で、平成21年度に7割軽減となる方については、平成21年度においても、8.5割軽減を継続する。
- ・健保組合のIT化を推進するための財政支援を行い、負担の軽減を図る。
- ・雇用保険法改正の附帯決議を踏まえ、市町村等が行う失業者に係る国保及び長寿医療制度の保険料減免の推進を図る。

○ 難病患者に対する支援

- ・難病患者の医療費負担を軽減するため、現在、医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患(11疾患その他)について、医療費助成の対象(現在45疾患)に追加する。

○ 検査施設の整備による輸入食品の検査体制の強化

○ その他の社会保障関連の取組

- ・財政状況の厳しい厚生年金基金等に対する積立金不足解消のための追加掛金拠出の猶予等

(2) 消費者政策の抜本的強化等

○ 消費者庁の早期創設と地方の消費生活相談体制の緊急整備等(平成20年度に都道府県に造成された消費者行政活性化のための基金の上積み)

○ 規制改革への取組

- ・新たな産業や技術を生み出し、新規の需要と雇用の創出に資するよう、「規制改革推進のための3か年計画(再改定)」(平成21年3月31日閣議決定)に沿って、積極的に規制改革に取り組む。

○ 独占禁止法及び下請代金法の厳正な運用、独占禁止法改正法案の早期成立等

○ 世界金融・経済危機の研究

- ・今回の金融・経済危機の実態把握及び評価等

(3) 防災・安全対策

○ 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策

- ・社会資本ストックの耐震化・予防保全対策(道路橋・堤防・上下水道施設等の耐震化、道路構造物・河川管理施設・公園施設等の予防保全・機能向上、官庁施設の耐震化等安全対策等)

○ ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等

- ・ゲリラ豪雨対策、洪水・高潮危険箇所解消、土砂災害危険箇所解消、地震・火山噴火対策、震災時避難地対策等防災・災害対策等

○ 交通の安全確保対策

- ・道路のバリアフリー化の推進等歩行空間・自転車利用環境の整備等(再掲)、無電柱化の加速(再掲)、開かずの踏切等の解消(再掲)、通学路等の交通安全対策
- ・国幹会議の議を経て高速道路の安全対策(暫定二車線区間のうち、交通量が多く、渋滞・事故多発区間を四車線化等)
- ・ITを活用した次世代安全運転支援システムの整備

○ 駅のバリアフリー化の推進等

- ・利用者5000人以上／日の駅について平成22年までに原則100%のバリアフリー化(約900駅)
(5000人未満／日の地域の拠点駅のバリアフリー化、ホームドアの整備も推進)
- ・平成22年までに総バス車両数の30%のノンステップバス化

○ 消防防災体制の整備

- ・防災情報通信施設の整備、住宅用火災警報器の設置支援、救急・救助体制の整備、災害対応器材の整備等

(4) 治安体制の整備等

○ 治安体制の整備等

- ・街頭防犯カメラ、警察用車両、次世代安全運転支援システム等整備
- ・子ども・女性の安全確保
- ・振り込め詐欺撲滅に向けた諸対策
- ・密輸阻止等の水際対策
- ・再犯防止に向けた諸対策
- ・大規模災害等緊急事態への対応
- ・騒音対策や借地の買上げなど自衛隊基地等の安定運用対策等
- ・「地域自殺対策緊急強化基金」(仮称)を造成し、相談体制の整備、人材の養成
- ・海上保安体制の強化等
- ・ソマリア沖・アデン湾における海賊対策の強化
- ・救援物資の緊急備蓄
- ・DV被害相談体制の強化
- ・野鳥等における鳥インフルエンザ対策
- ・裁判員裁判実施のための機器の整備 等

3. 地方公共団体への配慮

- 「地域活性化・公共投資臨時交付金(仮称)」及び「地域活性化・経済危機対策臨時交付金(仮称)」

IV. 税制改正

○ 住宅取得のための時限的な贈与税の軽減

- ・生前贈与の促進により高齢者の資産を活用した需要の創出を図るため、平成 22 年末までの時限措置として、直系尊属から居住用家屋の取得に充てるために金銭の贈与を受けた場合には、500 万円まで贈与税を課さないこととする。この特例は、暦年課税又は相続時精算課税の従来の非課税枠にあわせて適用可能とする。

○ 中小企業の交際費課税の軽減

- ・交際費等の損金不算入制度について、資本金1億円以下の法人に係る定額控除限度額を 400 万円から 600 万円に引き上げる。

○ 研究開発税制の拡充

- ・試験研究費の総額に係る税額控除制度等について、平成 21、22 年度において税額控除ができる限度額を時限的に引き上げるとともに、平成 21、22 年度に生じる税額控除限度超過額について、平成 23、24 年度において税額控除の対象とすることを可能とする。

暫定版

経済危機対策 主な施策のポイント

平成21年4月
内閣府

(注) 4月当初時点のもの

「経済危機対策」主な施策のポイント<目次>

I. 緊急的な対策 —「底割れ」の回避—

1. 雇用対策 (P2~8)

- 雇用調整助成金の拡充等
- 再就職支援・能力開発対策
- 雇用創出対策
- 派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
- 外国人労働者への支援
- 住宅・生活支援等

2. 金融対策 (P9~15)

- 円滑な金融仲介機能の発揮促進、株式市場への対応等
- 中小企業の資金繰り対策
- 企業の資金繰り対策
- 日本企業の海外事業に係る資金繰り対策
- 住宅・土地金融の円滑化
- 大規模都市再生プロジェクトや地方の優良都市開発事業等の支援

3. 事業の前倒し執行 (P16)

II. 成長戦略—未来への投資—

1. 低炭素革命 (P17~29)

- スクール・ニューディール構想
- 太陽光発電の新たな買取制度について
- 建築物のゼロエミッション化の加速的展開
- 環境対応車の普及促進
- エコポイントの活用によるグリーン家電の普及促進
- 住宅・建築物の省エネ化・長寿命化等の促進
- 低炭素技術・社会システムによる低炭素社会実現プロジェクト
- 先進的開発拠点等整備
- 低炭素交通革命
- レアメタルのリサイクル/アジアでの資源循環システムの構築
- 水ビジネスの展開

2. 健康長寿・子育て (P30~43)

- 地域医療再生基金の事業例
- 地域医療の期待に応える大学病院の機能強化
- 革新的な医薬品や医療機器の開発支援
- 健康長寿社会の実現に資する研究開発の推進
- 新型インフルエンザワクチン開発・生産体制の本格強化
- 地域総合健康サービス産業創出プロジェクト
- 介護職員の処遇改善・介護拠点整備
- 子育て支援
- 女性特有のがん対策
- 学生の経済的支援や就職支援の充実等

3. 底力発揮・21世紀型インフラ整備 (P44~72)

- 農林漁業の底力の発揮
- 先端分野の国際競争力強化と世界最高水準の研究環境整備
- 成長力強化のための高度人材の活用
- 若手研究・研究支援人材雇用・育成プロジェクト
- 大学等における教育研究基盤の強化
- 次世代太陽電池等の最先端の環境技術の研究開発の加速及び情報発信機能の強化等
- イノベーション実用化助成事業
- 先端イノベーション拠点整備(特定研究開発型)
- 地域産学官共同研究拠点の整備
- 小中高校における理数教育の抜本強化、教育環境の整備
- 留学生の受け入れ促進、大学生・大学院生等の海外への留学支援
- 国土ミッシングリンクの結合
- スーパー中核港湾の機能強化
- 大型船舶に対応した産業港湾インフラの刷新
- 整備新幹線の現状
- 地上デジタル放送への完全移行に向けた対策強化
- 地域における情報通信インフラの整備
- 国民本位の新しい電子政府・自治体の推進(国民電子私書箱構想)
- 「グリーンIT」で世界を牽引
- デジタル新産業の創出のための技術開発等の加速化
- 中小企業エンパワーメント事業
- ICTを活用した安心・安全な街づくり(ユビキタスタウン構想)
- ソフトパワー分野の重点プロジェクト
- 地域の情報発信力の強化
- 文化芸術の振興
- 国民に夢と希望を与えるスポーツの環境整備
- 日本ブランドの発信強化による需要拡大と受入態勢の整備
- 魅力ある観光地づくりの推進

III. 「安心と活力」の実現 —政策総動員—

1. 地域活性化等 (P73~78)

- 開かずの踏切等の解消
- 地方の優良なまちづくりに対する支援
- 高度な環境対策を行う建築物等に対する容積率の緩和
- 定住自立圏等民間投資促進交付金の創設

2. 安全・安心確保等 (P79~93)

- 年金記録問題解決の体制整備
- 障害者自立支援対策臨時特例交付金による基金事業の更なる拡充について
- 高齢者医療の安定的な運営の確保等について
- 財政状況が厳しい厚生年金基金等に対する支援措置
- 消費者庁の創設後の消費者行政のイメージ
- 社会資本ストックの耐震化・予防保全対策
- ゲリラ豪雨、洪水・高潮等防災・災害対策等
- 公共交通機関、建築物等の一体的・総合的なバリアフリー化
- 消防防災体制の整備
- 治安体制の整備による安全・安心の確保
- 次世代安全運転支援システム
- 子ども・女性の安全確保

3. 地方公共団体への配慮 (P94)

4. 税制改正 (P95~98)

- 中小法人に係る交際費課税の見直し(案)
- 試験研究費の総額に係る税額控除制度等の時限的拡充(案)
- 平成21・22年度に控除しきれなかった金額の活用期間の延長

1. 雇用対策

現状

○昨年来、厳しい経済雇用情勢に対応するため、累次の経済対策の中で、雇用対策を実施に移してきたところ。
 ○しかしながら、引き続き、雇用情勢が悪化を続ける中(※)で、非正規労働者等に対する新たなセーフティネットの構築、雇用の維持、雇用機会の創出など、緊急雇用対策の拡充・強化を行う必要がある。
 ※ 平成20年2月(失業率3.9% 有効求人倍率0.95倍)→平成21年2月(失業率4.4% 有効求人倍率 0.59倍)

施策の概要

- (1)雇用調整助成金の拡充等
 解雇を行わない場合の助成率の上乗せ、残業を大幅に削減して解雇等を行わない場合の助成対象への追加 等
- (2)再就職支援・能力開発対策
 ○「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援
 ・雇用保険を受給していない離職者への職業訓練の抜本拡充、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」の実施 等
 ○職業能力開発支援の拡充・強化
 ・職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充 等
 ○障害者の雇用対策・・・障害者を対象とした雇用調整助成金の助成率の引上げ 等
 ○ハローワーク機能の抜本的強化等・・・ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化 等
- (3)雇用創出対策
 ・更なる雇用創出等を図るため、緊急雇用創出事業(基金)の積み増し等
- (4)派遣労働者保護対策、内定取消し対策、外国人労働者支援等
 ○派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等
 ・派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保、派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保 等
 ○内定取消し対策等・・・企業名公表、就職面接会の開催 等
 ○外国人労働者への支援・・・通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化 等
- (5)住居・生活支援等
 ・雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等

施策の効果

雇用維持等の雇用対策では、平成23年度までの3年間に、約390万人分の対策の効果を見込んでいる。

2

雇用調整助成金の拡充等

I. 1-1

現状

○昨年来、厳しい経済雇用情勢に対応するため、雇用調整助成金については、支給要件の緩和や助成率の引上げ等の見直しを行ってきたところであるが、雇用情勢の急速な悪化を受け、雇用調整助成金の利用が急増しつつある。

※ 雇用調整助成金の支給に関する休業届出の提出状況
 平成20年2月 (提出事業所数:64 対象者数:1,543) → 平成21年2月(提出事業所数:30,621 対象者数:1,865,792)

施策の概要

深刻の度を増す雇用失業情勢の下での緊急対応措置として、現在の雇用調整助成金の枠組を拡充する。

(1)労働者の解雇等を行わない場合に、助成率を上乗せ。

	[通常の助成率]		[上乗せ後]
雇用調整助成金	2/3	→	3/4
中小企業緊急雇用安定助成金	4/5	→	9/10

(2)残業を大幅に削減し、労働者の解雇等を行わない場合に、非正規労働者1人当たり一定額を助成。

(支給額の例)	[有期契約労働者]	[派遣労働者]
中小企業事業主	年30万円	年45万円
中小企業事業主以外の事業主	年20万円	年30万円

(3)大企業に対する教育訓練給付費の引上げ 1,200円 → 1,000円

(4)1年間の支給限度日数(200日)の撤廃 等

現状

- 雇用情勢の急速な悪化に伴い、離職・失業した者で雇用保険を受給していない者(受給資格がない者、受給が終了した者、自営業者等)も増えつつある。同時に、障害者の雇用情勢も厳しくなりつつある。
 - ※ 平成20年2月(失業率3.9% 有効求人倍率0.98倍)→平成21年2月(失業率4.4% 有効求人倍率 0.59倍)
 - ※ 景気悪化の影響により、障害者の解雇者数は昨年10月より5か月連続の前期比増

施策の概要

(1)「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

- 若者・母子家庭の母など、雇用保険を受給していない者を対象に職業訓練を抜本的に拡充し、訓練期間中の生活保障のための「訓練・生活支援給付(仮称)」を実施(月10~12万円の給付+貸付け(上限8万円))
- 中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援等

(2)職業能力開発支援の拡充・強化

- 職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援の拡充
- 民間教育訓練機関等への委託訓練について実施規模の拡大、託児サービスの提供等

(3)障害者の雇用対策

- 障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(大企業3/4、中小企業9/10)
- 障害者が公的機関において一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大
- ハローワークの障害者専門支援員の増員等

(4)ハローワーク機能の抜本的強化等

- ハローワークの人員・組織体制の抜本的充実・強化、短時間労働者均衡待遇推進等助成金・両立支援レベルアップ助成金の充実、ジョブカフェの拡充等

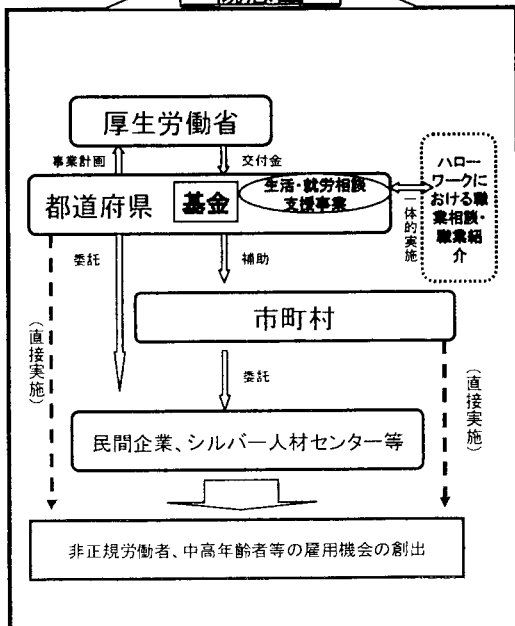
4

雇用創出対策

平成20年度2次補正予算において、

- ①地方公共団体が、離職を余儀なくされた非正規労働者や中高年齢者等を対象に一時的な雇用・就業機会を創出し、
- ②国が実施する職業相談・職業紹介と地方公共団体が実施する求職者向けの総合的な就業・生活支援策を一体的に実施するため、都道府県に対する交付金により基金を創設したところであるが、一層の地域の雇用創出を図るため、基金を積み増しする。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と都道府県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・環境・地域振興：森林の境界保全などの森林整備を図る事業
- ・介護・福祉：高齢者等に対する介護補助を行う事業
- ・教育：補助教員による、IT、文化などの分野の教育の充実を図る事業
- ・防災・防火：雑居ビル等における防災・防火に関する調査、啓発を行う事業

(事業実施要件)

- ・民間企業、シルバー人材センター等に委託し、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・事業費に占める対象者の人件費割合が7割以上であること。
- ・雇用就業期間は6ヶ月未満であること。

(連携事業)

- ・ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施する。

(事業の規模等)

- ・予算額 1,500億円(一般会計)(平成20年度2次補正)に積み増し
- ・雇用創出効果(当初分は15万人)
- ・実施地域 全国

5

派遣切りの防止など派遣労働者保護の強化等

I. 1-4

現状

○非正規労働者の期間満了、解雇による雇用調整は、昨年10月から本年6月までに実施済み又は実施予定として把握されたものは、全国で2,968事業所、192,061人(うち派遣労働者は125,339人(構成比:65.3%))となっており、うち、労働者派遣契約の中途解除によるものは57,424人となっている。

○このように、労働者派遣契約の中途解除の状況は深刻であり、労働者派遣法改正案の早期成立と合わせ、派遣労働者保護のための早急な対応が必要。

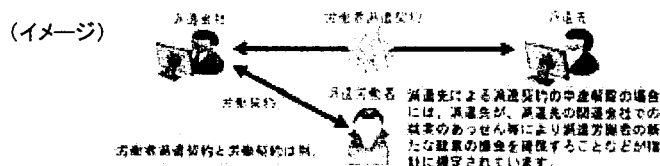
施策の概要

(1)派遣先による中途解除に伴う損害の賠償の確保

派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることができないときには、少なくとも中途解除により派遣会社に生じた損害の賠償が必要である旨を指針に明記。

(2)派遣元による労働基準法の遵守・派遣先の確保

派遣元に対して、違法解雇の防止、休業手当の支払の徹底等



(3)製造業務派遣に対する重点監督の実施

(4)派遣会社に関する資産、現金・預金等の許可要件の厳格化

適切な雇用管理を行えない派遣会社に対する規制を強化するため、労働者派遣事業の許可要件を厳格化。

資産要件:「1,000万円」→「2,000万円」

現金・預金要件:「800万円」→「1,500万円」等

6

外国人労働者への支援

I. 1-5

現状

○現下の社会・経済情勢の下、派遣・請負等の不安定な雇用形態にある外国人労働者の解雇・雇止めが相次ぎ、集住地域のハローワークに多数の方が訪れる等の動きが見られる。

※ 集住地域の拠点ハローワークにおける新規外国人求職者 平成20年11月～平成21年1月 9,296人(前年同期の約11倍)

○これに伴い、定住外国人等の子どもについて、授業料の支払いが困難となる等就学が困難な状況になりつつある。

施策の概要

(1)通訳・相談員の増配置など機動的な相談・支援機能の強化

※ 日系人集住地域のハローワークを中心に地元市町村と連携した母国語による相談窓口の立上げ、外国人専門の相談・援助センターの設置による通訳を介したきめ細やかな職業相談の実施

(2)我が国で引き続き就労することを希望する日系人に対する日本語能力を含む就労準備研修の実施

(3)定住外国人の子どもに対する日本語指導等を通じた就学支援

定住外国人の子どもへの日本語指導、適応・就学指導等を実施。

(4)帰国を希望する日系人雇職者に対する家族を含む帰国支援の実施

帰国を希望する日系人に対し、帰国費用として本人1人当たり30万円、扶養家族については、1人当たり20万円を支給(雇用保険受給期間中については一定額を上積み)

(5)外国人研修生・技能実習生に対する帰国支援の実施

企業の倒産等により帰国費用の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国費用の立替払を実施。

7

住宅・生活支援等

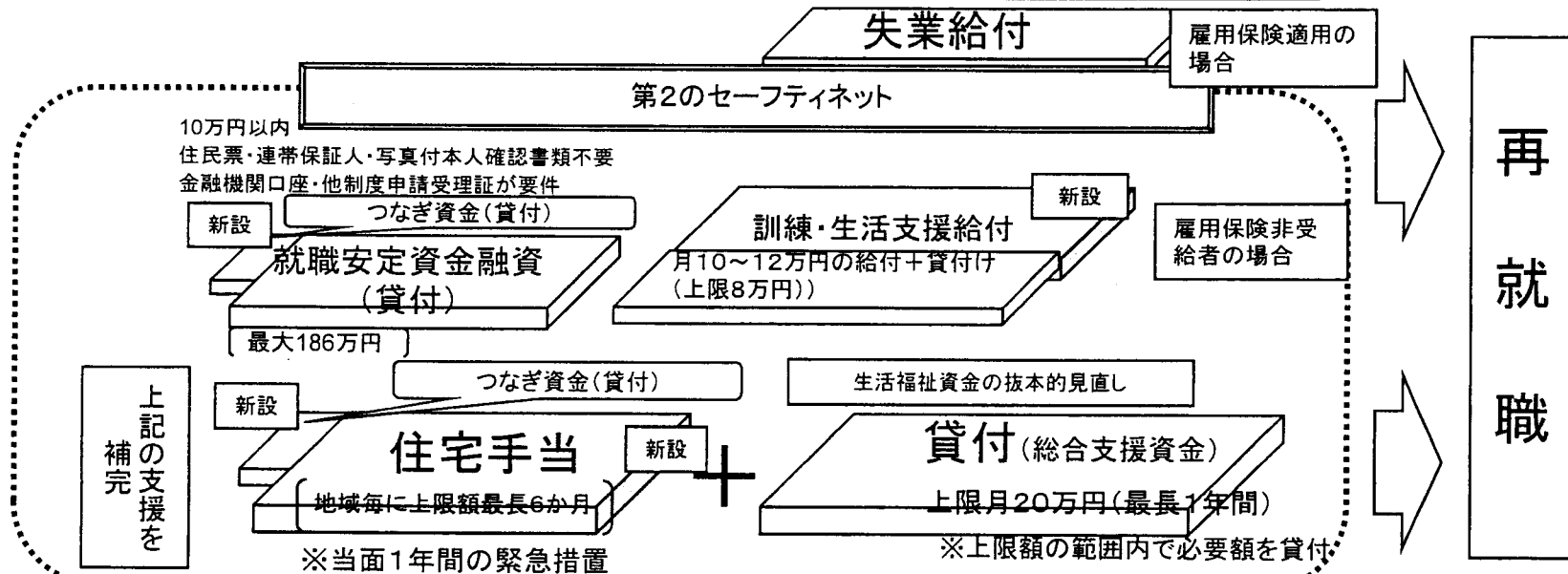
現状

○雇用情勢が急速に悪化する中で、雇い止めに伴い、住宅を喪失する非正規労働者が生じていることから、「生活防衛のための緊急対策」(平成20年12月19日)において、住宅の継続使用、住宅・生活支援の資金貸付、雇用促進住宅の活用等を行ってきたところ。

○住居の状況については、昨年10月から本年3月までに雇止めとなり、住居状況について確認できた方(99,159人)の中で、3,216人(3.2%)が住居を喪失している等、引き続き、住宅・生活の支援が必要な状況にある。

施策の概要

(1)雇用と住居を失った者に対して、住居の確保の支援、継続的な生活相談・支援と併せた生活費の貸付け等



(2)ホームレス対策事業の拡充を図るため、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等を推進
自治体による旅館、空き社員寮等の借上げを支援 (10/10補助<当面1年間>)

現状

- 厳しい経済・雇用情勢の下において、待機児童の増加をはじめとする、子ども・子育て家庭を取り巻く環境が変化
(参考)平成20年4月1日現在、待機児童約2万人
- がん検診の重要性に対する認識の不足、女性特有のがんによる死亡者数の増加、女性特有の健康支援ニーズの顕在化
(参考)子宮頸がんによる死亡者数:2,441人 乳がんによる死亡者数:11,323人(平成19年 人口動態統計)
- また、景気悪化に伴う、授業料の支払いが困難な学生等の増加、就職内定取消しなど学生の雇用の不安定化
(参考1)私立大学の授業料減免等に対する私学助成による支援
 補助対象学生数 平成18年度:20,334人 → 19年度:21,110人 → 20年度:22,794人
 (参考2)大学等の学生の就職内定取消しの状況(平成21年3月1日現在)
 内定取消しを受けた学生数:1,155人(うち、就職活動中の者:357人、留年予定の者:126人)
 内定辞退の示唆などの連絡を受けた学生(1,052人)のうち内定を辞退した学生数:496人

施策の概要

- 不況下の子育て世代支援(現下の不況下で、全体の個人所得が減少しつつあることに鑑み、臨時異例の措置である子育て応援特別手当(3歳から5歳、年3.6万円)を、平成21年度に限り、第一子まで拡大して実施)
- 安心こども基金の拡充による地域における子育て支援の拡充やひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充等
 - ・新待機児童ゼロ作戦の集中的実施による保育サービス等の充実(保育の広域的な利用の促進、賃借物件の対象拡大、保育所の耐震整備等)
 - ・地域子育て支援の充実等(地域の子育て力をはぐくむ取組等の拡充)
 - ・母子家庭等への資格習得支援、在宅就業支援等
 - ・児童養護施設等の生活環境改善、退所児童の生活・就業支援等
- 女性特有のがん対策の推進
 - ・一定の年齢に達した女性に対し、検診手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がんの検診の無料クーポン
 - ・女性の健康支援の拡充
- ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充
- 教育費負担への支援(経済情勢の悪化により修学が困難な学生・生徒に対する授業料減免 奨学金事業等への緊急支援等)
- 内定取消し問題に対応した大学等の相談体制の充実等、就職支援の強化

施策の効果

- 平成29年度末までに保育サービス利用率(3歳未満児)を20%→38%にUP
- 雇用創出効果20万人程度(今後10年間)
- 教育費負担への支援により、学生・生徒達が安心して学べる環境に

<子育て支援①>

Ⅱ. 2-8

①保育サービス等の充実

<目的> 希望するすべての人が安心して子どもを預けて働くことができるよう、新待機児童ゼロ作戦の集中実施
→平成29年度末までに保育サービス利用率(3歳未満児)を20%から38%にUP

<具体的取組>

- ①都市部における待機児童解消 ……保育所賃借物件の対象拡大、広域的保育所利用事業
- ②保育所の耐震化整備費の補助 ……私立保育所の耐震化整備費の補助
- ③家庭的保育(保育ママ)事業の促進 ……自宅以外で実施する場合の賃借料補助
- ④保育サービス拡大に伴う保育士確保…研修後の再就職支援コーディネーターを全都道府県に配置

②すべての子ども・家庭への支援

<目的> 地域の創意工夫により地域の子育て力をはぐくみ、子育てにかかわる人材の育成、コミュニティの活性化を図るため、自治体、地域住民、町内会、NPO、ボランティア、商店街、企業等の行う地域子育て支援活動の立ち上げなどを支援する。

<具体的取組>

(ソフト事業取組例)

- 地域子育て支援を行うNPO等の活動の立ち上げ支援
- 家庭支援スタッフ訪問事業
- 放課後こどもプラン連携促進事業
- 病児・病後児保育の実施促進
- ファミリー・サポート・センターの広域実施及び病児・病後児預かり実施促進
- 妊娠出産前支援事業(妊婦等支援教室、家庭訪問)



(改修等事業)

- 賃貸料補助等による地域子育て支援拠点、放課後児童クラブ等の拡大支援

40

<子育て支援②>

Ⅱ. 2-9

③ひとり親家庭等対策の強化

職業訓練等による資格・技能の取得支援

- 高等技能訓練の受講時における給付の充実
 - ・支給額の引き上げ(現行:月額103,000円)
 - ・修業期間全期間にわたる支給を行う仕組みを一定期間設ける(現行:修業期間の後半の1/2)
- 母子家庭等修業・自立支援センターにおいて託児サービスを提供(母子家庭等就業・自立支援センター 103か所)

職業紹介等を行う企業等による母子家庭等の就業支援

- 職業紹介等を行っている企業等に委託して、相談支援、就職活動支援、職場開拓等を行う

母子寡婦福祉貸付金の拡充

- 知識技能の習得や生活に要する費用、子どもの就学に要する費用等について貸付けを実施
 - ・貸付利率の引下げ
 - ・貸付条件の緩和

④社会的養護の充実

児童養護施設の退所者等に対する就業支援

- 職業紹介等を行う企業等による就業支援

環境改善

- 簡易な改修工事・設備整備・備品設置に対する補助
- 賃貸・改修等の補助

施設等職員の資質向上

- 施設等職員の研修にかかる経費の補助
 - ・短期研修 研修受講者:年間約2,000人
 - ・長期研修 研修受講者:年間約1,000人

①女性特有のがん検診推進事業

<目的> 女性特有のがんについては、早期発見されれば完治する可能性が高いことから、検診の受診率向上により、死亡者数の減少を図る

<具体的取組>

- ・一定の年齢に達した女性に対し、検診手帳を交付するとともに、子宮頸がん及び乳がん検診の無料クーポンを配布
- ・子宮頸がんについては20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の女性を対象とする

②女性の健康支援対策事業の拡充

<目的> 女性特有の子宮頸がん、乳がんの予防をはじめ、女性の健康づくり対策を一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する取組の実施箇所数を拡充する

<具体的取組>

- ・女性特有の健康課題(例えば子宮頸がん、乳がん等)について、地域における実態調査や健康相談等の実施及び実施した事業の評価を都道府県等へ委託する

事業例

- ①事業実施のための企画・評価検討会
- ②地域における女性の健康に関する実態調査
- ③自らが行う健康管理のための情報面での支援
- ④若年女性のための健康教育パッケージ実施
- ⑤若年期、更年期などの女性を対象とした健康相談
- ⑥支援要員への研修
- ⑦がん予防の取組と連携した事業展開



平成21年度厚生労働省補正予算（案）の概要

計：4兆6,718億円

〔一般会計：3兆4,151億円

特別会計：1兆2,567億円〕

第1 緊急雇用対策	2兆5,128億円	
1 雇用調整助成金の拡充等	6,066億円	
2 再就職支援・能力開発対策の推進	7,416億円	
3 緊急雇用創出事業の拡充	3,000億円	
4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応	106億円	
5 失業等給付費等の確保	6,836億円	
6 住宅・生活支援等	1,704億円	
第2 地域医療・医療新技術	7,684億円	
1 地域医療の再生に向けた総合的な対策	3,100億円	
2 医療機関の機能、設備強化等	2,096億円	
3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化	917億円	
4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化	1,279億円	
5 レセプトオンライン化への対応	291億円	
第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備	8,443億円	
1 介護職員の処遇改善	3,975億円	
2 介護基盤の緊急整備等	3,294億円	
3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等	98億円	
4 社会福祉施設等の耐震化等	1,068億円	
第4 子育て支援	2,788億円	
1 子育て応援特別手当の拡充	1,254億円	
2 地域における子育て支援の拡充等	}	
3 ひとり親家庭の支援、社会的養護等		1,510億円
4 特定不妊治療への支援		24億円
第5 安全・安心のための施策の推進	2,788億円	
1 がん対策の推進	237億円	
2 難病患者に対する支援	29億円	
3 年金記録問題の解決の促進	519億円	
4 障害者の自立支援対策の推進	1,579億円	
5 高齢者医療の安定的な運営の確保等	156億円	
6 生活衛生関係事業者の支援	1.6億円	
7 地上デジタル放送への対応	117億円	
8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化	79億円	
9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備	71億円	

【※ 一部重複計上があるため、それぞれの項目の合計と合計額は一致しない。】

1 雇用調整助成金の拡充等

6,066億円

企業の休業・教育訓練・出向による雇用維持の取組を支援するため、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金について、解雇等を行わない場合の助成率の上乗せ(4/5→9/10(大企業2/3→3/4))、残業を大幅に削減し、解雇等を行わない場合の助成(30万円～45万円(大企業20万円～30万円))に加え、大企業に対する教育訓練費の引上げ、1年間の支給限度日数の撤廃などを行う。

2 再就職支援・能力開発対策の推進

7,416億円

(1) 「緊急人材育成・就職支援基金(仮称)」の創設による職業訓練、再就職、生活への総合的な支援

7,000億円

- ・雇用保険を受給していない者の再就職を促進するため、職業訓練を抜本的に拡充するとともに、訓練期間中の生活保障のため、「訓練・生活支援給付(仮称)」の支給(単身者:月10万円、扶養家族を有する者:月12万円)及び貸付け(それぞれ上限月5万円、月8万円)を行う。併せて、訓練の受入枠の確保等を図るため人材育成機関への支援を実施する。
- ・中小企業等の人材ニーズを踏まえ、新規成長・雇用吸収分野等において、十分な技能・経験を有しない求職者への実習雇用・雇入れの支援を実施する。
- ・介護、ものづくり分野などについて、事業主団体等と連携した職場体験や職場見学を実施する。
- ・長期失業者や住宅を喪失し就職活動が困難となっている者について、民間職業紹介事業者への委託による再就職支援、住居・生活支援を実施する。

(2) 職業能力開発支援の拡充・強化

145億円

雇用型訓練を実施する企業への助成制度の拡充(中小企業の助成率を3/4→4/5等)など、職業能力形成機会に恵まれない労働者への職業訓練に対する支援を充実させる。

また、民間教育訓練機関等を活用した離職者訓練を拡充するとともに、母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。

さらに、雇用調整助成金及び中小企業緊急雇用安定助成金を活用して休業中の労働者に教育訓練を実施する事業主に対して、訓練計画の策定、実施機関の情報提供、訓練実施のコーディネート等の支援を行う。

(3) 障害者の雇用対策

5.5億円

障害者に関する雇用調整助成金の助成率の引上げ(4/5→9/10(大企業2/3→3/4))、障害者が公的機関で一般雇用に向けた就労経験を積む「チャレンジ雇用」の拡大、ハローワークの障害者専門支援員の増員等を実施する。

- (4) ハローワークの抜本的機能強化等 265億円
 雇用情勢の急速な悪化に対応するため、ハローワークの利用者サービスの向上に向けて、人員・組織体制を抜本的に充実・強化する。また、非正規労働者就労支援センターの増設(5カ所→19カ所)、ハローワークにおける職業訓練情報の収集・提供及び求人開拓の充実・強化等、各種相談体制の強化を図る。(職員304人、職業相談員7,043人(職業相談員については他項目の金額に計上する人数を含む))
- (5) 短時間勤務を希望する者への支援の充実 1億円
 短時間労働者均衡待遇推進等助成金の拡充(短時間正社員制度の導入促進に加え、同制度利用者の10人目まで助成金を支給)、両立支援レベルアップ助成金(子育て期の短時間勤務支援コース)の拡充(対象となる短時間勤務制度の拡充等)を図る。
- 3 緊急雇用創出事業の拡充 3,000億円
 都道府県に創設した基金を積み増し、地方公共団体における非正規労働者や中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会のさらなる創出を図る。
- 4 内定取消し問題、外国人労働問題等への適切な対応
緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(7,000億円)の内数
 その他106億円
- (1) 内定取消し問題への適切な対応 2億円
 大学等と連携して、学生等の就職状況や内定取消し情報を把握するほか、未内定者や採用内定を取り消された学生等を対象にした就職面接会を開催する。
- (2) 外国人労働問題等への適切な対応
- ① 帰国支援の実施
 帰国を希望する日系人離職者やその家族に帰国支援金を支給するとともに、企業の倒産等により帰国費用の支払いを受けられない外国人研修生・技能実習生について、帰国費用の立替払を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(1頁、第1、2(1)参照)7,000億円の内数〕。
- ② 相談支援体制の強化 16億円
 ハローワークなどにおいて、通訳や相談員の増員など相談体制の強化等を図る。
- (3) 未払賃金立替払の請求増加への対応 74億円
 倒産した企業から賃金が支払われないまま退職した労働者に対して、未払賃金のうち一定額を政府が立替払する「未払賃金立替払制度」により、早期に立替払が受けられるよう調査体制の充実及び立替払に必要な原資の増額等を図る。
- (4) 海運事業等雇用調整助成金(仮称)の創設 13億円
 船員の雇用対策として船員保険制度においても船舶所有者の教育訓練・休業等による雇用維持の取組を支援するための海運事業等雇用調整助成金(仮称)を創設する。

5 失業等給付費等の確保	6, 836億円
(1) 失業等給付費の確保	6, 810億円
(2) 失業保険給付費（船員保険）の確保	26億円
6 住宅・生活支援等	1, 704億円
(1) 雇用と住居を失った者等に関する緊急的な総合支援策	1, 093億円
雇用対策の補完として、住居を失った者などのうち就職活動を行う離職者を支援するため、住宅手当の創設、生活福祉資金の貸付要件の緩和、公的給付等を受けるまでの「つなぎ」資金貸付の創設、既存建築物の借上げ方式による緊急一時宿泊施設の増設等のホームレス支援策の拡充及び生活保護受給者で就労意欲の低い者等への支援などの生活支援策を実施する。	
(2) 生活保護費国庫負担金の確保	612億円
生活保護制度において、厳しい雇用情勢の中で増加傾向にある被保護者数の伸びを踏まえた必要な財源を確保する。	

第2 地域医療・医療新技術

7, 684億円

1 地域医療の再生に向けた総合的な対策	3, 100億円
救急医療の確保、地域の医師確保など、地域医療の課題を解決するため、都道府県が2次医療圏を単位として策定する「地域医療再生計画」に基づく以下のような事業に対して、都道府県に地域医療再生基金（仮称）を設置して財政支援を行う。	
・ 地域内において医療機関の機能強化、機能・役割分担を進めるための連携強化	
・ 医師事務作業補助者の集中配置など勤務医・看護師などの勤務環境改善	
・ 短時間正規雇用制度といった多様な勤務形態の導入による勤務医・看護師などの確保	
・ 大学病院などと連携した医師派遣機能の強化	
・ 医療機能の連携や遠隔医療の推進のための施設・設備の整備	
・ 新生児集中治療室（NICU）・救命救急センターの拡充、NICUや回復期治療室（GCU）の後方病床としての重症心身障害児施設等の整備	等
2 医療機関の機能、設備強化等	2, 096億円
(1) 災害拠点病院等の耐震化等	1, 741億円
災害拠点病院等の耐震化を促進するため、建替工事等に係る経費の一部助成などを行うとともに、独立行政法人福祉医療機構における医療貸付の限度額及び貸付利率等の優遇を図る。	

(2) 国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等 356億円
がんや循環器病など国民の健康に著しく影響のある疾患について、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

3 革新的な医薬品や医療機器の開発支援、審査体制の強化 917億円

(1) 先端医療開発特区による最先端医療技術開発の加速 120億円
先端医療開発特区において、iPS細胞など最先端の医療技術の研究開発に取り組む24課題に対し、研究を加速させるために必要な設備・機器等の整備を行う。

(2) がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化 797億円

がんや小児などの重点分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元的管理を可能とするような治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。

また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制（審査期間を12か月から6か月に短縮）を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。

4 新型インフルエンザワクチンの開発・生産体制の強化 1,279億円

- ・細胞培養法を開発することにより、現在の鶏卵培養法では1年半～2年を要する全国民分のワクチン生産期間を約半年に短縮する。
- ・細胞培養法の開発期間中は、国内企業の鶏卵培養法での生産能力強化を図る。
- ・有効性や利便性の高い「第3世代ワクチン」の開発を推進する。

5 レセプトオンライン化への対応 291億円
自らオンライン請求を行う医療機関や薬局に必要な設備投資等の支援を行う。

第3 介護職員の処遇改善・介護拠点整備 8,443億円

1 介護職員の処遇改善 3,975億円

介護職員の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、平成21年度の介護報酬改定（+3.0%）に加えて、介護職員の賃金の確実な引上げなど介護職員の処遇改善に取り組む事業者に3年間の助成を行う。

2 介護基盤の緊急整備等 3, 294億円

(1) 介護基盤の緊急整備等 2, 495億円

地域の介護ニーズに対応するため、新たに施設整備交付金（ハード交付金）を拡充するための基金を設置するなどにより、特別養護老人ホーム、老人保健施設、認知症高齢者グループホーム、小規模多機能型居宅介護事業所等を緊急に整備する。

また、消防法施行令の改正により、平成21年4月から新たにスプリンクラーの設置が義務付けられた既存の広域型特別養護老人ホーム、有料老人ホーム等に対して助成を行い、スプリンクラー整備の促進を図る。

(2) 施設の開設準備経費等についての支援 799億円

特別養護老人ホーム等の円滑な開所のため、開設準備に要する経費について助成を行う。また、大都市部等における施設用地確保の負担軽減を図るため、定期借地権設定により用地を確保する場合の一時金に対する助成を行う。

3 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（7, 000億円）の内数

緊急雇用創出事業（3, 000億円）の内数

その他98億円

(1) 離職者等に対する職業訓練

離職者等に対し、社会福祉施設等の現場における職業訓練を実施する〔緊急人材育成・就職支援基金（仮称）（1頁、第1、2（1）参照）7, 000億円の内数〕。

(2) 現任介護職員等の研修支援

① 代替職員の確保による現任介護職員等の研修支援

現任の介護職員等を外部研修等に派遣する場合に、代替職員の確保に必要な経費を助成する〔緊急雇用創出事業（2頁、第1、3参照）3, 000億円の内数〕。

② 介護福祉士養成校等の教員による研修の実施 30億円

介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリアアップや資質の向上及び定着を支援する。

(3) 個々の求職者にふさわしい職場紹介と定着支援 68億円

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員（仮称）を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

(4) 地域における相談支援体制の整備

地域包括支援センター等の機能を強化するため、事務職員や認知症の連携担当職員を配置する〔緊急雇用創出事業（2頁、第1、3参照）3, 000億円の内数〕。

- 4 社会福祉施設等の耐震化等 1, 068億円
社会福祉施設入所者等の安全性及び防火安全対策の観点から社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備を促進するとともに、福祉貸付の融資率及び貸付利率等の優遇を図る。

第4 子育て支援

2, 788億円

- 1 子育て応援特別手当の拡充 1, 254億円

幼児教育期の負担に配慮する観点から平成20年度の緊急措置として実施中の子育て応援特別手当（幼児教育期（小学校就学前3年間）の第2子以降の子一人あたり3.6万円）について、平成20年度分の手当とは別に、対象を第1子まで拡大して実施する（平成21年度限りの措置）。

- 2 地域における子育て支援の拡充等

- (1) 保育サービス等の充実

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

新待機児童ゼロ作戦の集中重点期間において、雇用情勢の悪化等による待機児童の増加に対して速効性のある取組の更なる拡充を図るため、保育所賃借料補助の対象拡大、広域的保育所利用事業の実施、保育所の耐震化整備費の補助、家庭的保育（保育ママ）事業に係る賃借料への助成などを実施する。

- (2) すべての家庭を対象とした地域子育て支援の充実

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数

地域子育て支援を担うNPOなどの活動の立ち上げ支援、育児不安を抱える家庭への支援スタッフの訪問、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を促進させるための連携マネージャー（仮称）の配置、ファミリー・サポート・センター事業の広域実施及び病児・病後児預かり等の実施の促進、妊婦等支援教室の開催などを行うほか、地域子育て支援拠点事業の新規実施や放課後児童クラブの開設に必要な建物の賃借料などの助成を行う地域子育て創生事業を実施する。

- 3 ひとり親家庭への支援、社会的養護等

- (1) 母子家庭等の自立支援の推進

安心こども基金拡充分（1, 432億円）の内数
その他 7.9億円

母子家庭の母の資格取得を支援する高等技能訓練促進費の支給額の引上げと支給期間の延長、ひとり親が職業訓練を受ける際の託児サービスの提供、就業・社会活動困難者への戸別訪問による支援、母子寡婦福祉貸付金の拡充などを行う。また、在宅就業を積極的に支援する自治体に対して助成を行う。

(2) 社会的養護の充実 安心子ども基金拡充分(1,432億円)の内数
民間職業紹介機関に委託して児童養護施設等の退所者等に対する訓練や就職活動支援などを実施するとともに、児童養護施設等の生活環境の改善、地域小規模児童養護施設等の新設に必要な建物の改修費などへの助成を行う。

(3) 託児サービスを付加した委託訓練の拡大〔一部再掲(1頁、第1、2(2)参照)〕
6.2億円

母子家庭の母等子どもの保育を必要とする者が職業訓練を受ける際の託児サービスを提供する。

(4) 生活保護制度における子どもの健全育成の支援 63億円

生活保護制度において、子ども(小・中・高校生)の学習支援のための給付を新たに創設するなど子どもの健全育成の支援を行う。

4 特定不妊治療への支援 24億円

体外受精、顕微受精を対象に、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用を一部助成(1回あたり10万円→15万円)し、経済的負担の軽減等を図る。

第5 安全・安心のための施策の推進

2,788億円

1 がん対策の推進 237億円

(1) 女性特有のがん検診に対する支援 216億円

子宮頸がんについては20歳、25歳、30歳、35歳及び40歳、乳がんについては40歳、45歳、50歳、55歳及び60歳の女性に対して、検診の無料クーポン券を配布するとともに、検診手帳を交付する。

(2) 女性の健康支援の拡充 8.1億円

女性特有の子宮頸がん、乳がんの予防をはじめ、女性の健康づくり対策を一層推進するための効果的な事業展開手法について検証する取組の実施箇所数を拡充(30カ所→100カ所)する。

(3) がんに関する国立高度専門医療センターの先端医療機器の整備等
〔一部再掲(4頁、第2、2(2)参照)〕12億円

がんについて、原因究明のための研究の実施、医療技術の開発、治療法の確立・均てん化の更なる推進を求められていることから、国立高度専門医療センターにおいて高度専門医療機能の強化を図るための先端医療機器等の整備及びそれに伴う施設整備を行う。

(4) がんの未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化

[一部再掲(4頁、第2、3(2)参照)]

がんの分野において、海外で承認されているが国内では未承認の医薬品等の開発の支援、分野ごとに治験の一元化を図るための治験・臨床研究支援機能の強化などを実施する。また、独立行政法人医薬品医療機器総合機構の審査員を増員して国内未承認薬などを最優先に審査する体制(審査期間を12か月から6か月に短縮)を新設するほか、同機構のITシステムを刷新し、審査体制を強化する。[がん、小児等の未承認薬等の開発支援、治験基盤の整備、審査迅速化(4頁、第2、3(2)参照)797億円の内数]。

2 難病患者に対する支援 29億円

難病患者の医療費負担を軽減するため、現在医療費助成の対象となっていない難病のうち緊要性の高い疾患(11疾患その他)について、医療費助成の対象とする。

3 年金記録問題の解決の促進 519億円

派遣職員の大幅な活用などにより、年金再裁定請求の処理体制の整備やねんきん特別便の回答に基づく年金記録の確認作業体制等の整備を行い、年金記録問題の解決に向けた処理を促進する。

4 障害者の自立支援対策の推進 1,579億円

(1) 福祉・介護人材の処遇改善 1,070億円

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要に応えるため、職員の処遇改善に取り組む事業者には3年間の助成を行う。

(2) 事業者の新体系移行の促進 355億円

事業者の新体系移行を促進するため、新体系サービスで必要となる改修、増築等の基盤整備の促進及び運営の安定化を図る。

(3) 福祉・介護人材の資格取得等のキャリアアップ支援等

[再掲(5頁、第3、3(1)~(3)参照)]

緊急人材育成・就職支援基金(仮称)(7,000億円)の内数

緊急雇用創出事業(3,000億円)の内数

その他98億円

(4) 障害者自立支援機器の研究開発等 24億円

視聴覚障害者への情報支援機器等の研究開発や情報提供のための基盤整備を実施する。

(5) 障害者の雇用対策[再掲(1頁、第1、2(3)参照)] 5.5億円

(6) 国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化 27億円

国立障害者リハビリテーションセンター病院等の耐震化工事を実施する。

- 5 高齢者医療の安定的な運営の確保等 156億円
- (1) 長寿医療制度における低所得者の保険料の軽減 131億円
平成20年度に均等割8.5割軽減であった方で平成21年度に7割軽減となる方については、平成21年度においても8.5割軽減を継続する。
- (2) 健保組合に対する財政支援 25億円
健保組合のIT化を推進するための財政支援を行い、負担の軽減を図る。
- 6 生活衛生関係事業者の支援 1.6億円
生活衛生関係事業者の資金繰り支援、雇用維持・拡大等のため、日本政策金融公庫における生活衛生資金貸付制度の拡充を行う。
- 7 地上デジタル放送への対応 117億円
地上デジタル放送への完全移行に向けて、生活に不可欠な情報を得るために社会福祉施設や災害拠点病院等が地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する。
- 8 検疫所及び水道施設の機能、設備強化 79億円
- (1) 輸入食品の検査体制の強化 16億円
輸入食品の検査体制を強化するため、検疫所の輸入食品・検疫検査センターを増築する。
- (2) 水道施設の防災・安全対策 63億円
地震等の災害時においても必要な水道水を供給できるよう、水道管路や浄水場等の基幹水道構造物の耐震化等を促進する。
- 9 社会保障カード（仮称）の実施に向けた環境整備 71億円
平成23年度中を目途とした社会保障カード（仮称）の実施に向け、医療保険者における環境整備等を行う。

平成21年度補正予算(案)の概要

社会・援護局(社会)関係予算(案)

3,055億円

I 雇用と住居を失った低所得者等に対する新たなセーフティネットの構築

雇用対策と一体となって、住居を失った離職者などの生活に困窮する者の自立を支援するための新たなセーフティネットの構築

【セーフティネット支援対策等事業費補助金1,114億円の内数】

1 住宅手当緊急特別措置事業の創設

対象者：住居を喪失した者又は住居を喪失するおそれのある者

支給要件：就労支援担当者による面接等の支援を受けて、就職活動を行っている者

支給期間：6月間

支給額：地域ごとに上限額を設定

2 生活福祉資金貸付事業の拡充による緊急特別支援

(1) 総合支援資金(仮称)の創設

継続的な生活相談・支援(就労支援、家計指導等)とあわせて、生活費及び一時的な資金の貸付けにより、生活の立て直しを支援する。

1) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内(単身/15万円以内)
最長1年間

2) 住宅入居費：40万円以内

3) 一時生活再建費：60万円以内

(2) 生活福祉資金貸付の貸付要件の緩和等

連帯保証人を確保できない場合も貸付を受けられるようにするとともに、貸付利子の引き下げを行う。

3 臨時特例つなぎ資金貸付事業の創設

公的給付等による支援を受けるまでの間、当面の生活に要する費用を10万円を限度に貸し付ける。

4 ホームレスに対する緊急一時支援措置の拡充

(1) 旅館・空き社員寮等の借り上げ方式による緊急一時宿泊事業の推進

旅館・空き社員寮や簡易宿泊所等既存建築物の借り上げによる緊急一時宿泊施設の設置を推進する。

(2) 緊急一時宿泊事業利用者に対する総合相談推進事業の充実

借り上げ方式の緊急一時宿泊事業を利用する者に対して行う巡回相談（生活相談、就職相談）について、相談体制を充実し、その自立を促進する。

5 就労意欲喚起等支援事業の充実

生活保護受給者のうち就労意欲の低い者に対する支援事業である「就労意欲喚起等支援事業」（平成21年度創設）について、事業計画を見直し、すべての対象者に対する支援を実施する。

Ⅱ 福祉・介護人材の就労・キャリアアップ支援

1 福祉・介護人材マッチング支援事業 68億円

【障害者自立支援対策臨時特例交付金1,523億円の内数】

都道府県福祉人材センターにキャリア支援専門員（仮称）を配置し、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに働きやすい職場づくりに向けた指導や助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。

2 キャリア形成訪問指導事業 30億円

【障害者自立支援対策臨時特例交付金1,523億円の内数】

介護福祉士養成校等の教員が事業所を巡回・訪問して研修を行うことにより、職員のキャリア・アップや資質の向上及び定着を支援する。

Ⅲ 社会福祉施設等に対する支援

1 社会福祉施設等の耐震化等 1,062億円

社会福祉施設等耐震化等臨時特例交付金による基金を都道府県に設置し、地震及び火災発生時に自力で避難することが困難な方が多く入所される施設等の安全・安心を確保するため、今後3年間において耐震化及びスプリンクラー整備を実施する。

2 独立行政法人福祉医療機構の融資の優遇 5.8億円

社会福祉施設等の耐震化及びスプリンクラー整備にかかる事業者負担分への融資について、融資率及び貸付利率の優遇等を図る。

3 地上デジタル放送への対応 113億円

地上デジタル放送への完全移行（平成23年7月）へ向けて、社会福祉施設等の利用者の生活に不可欠な情報を得るために地上デジタル放送を視聴できる環境を整備する。

IV 生活保護制度における子どもの健全育成のための支援

1 子どもの健全育成プログラム（仮称）の策定・実施

【セーフティネット支援対策等事業費補助金 1,114 億円の内数】

福祉事務所に専門相談員を配置の上、

- ①子どもやその親が日常生活習慣を身につけるための支援
- ②子どもの進学に関する支援
- ③引きこもりや不登校の子どもに関する支援 など

福祉事務所と地域の社会資源等が連携して取組むプログラムを策定・実施し、被保護者世帯の子どもが健全に育成される環境を整備する。

2 子どもの学習支援のための給付（仮称）の創設 42 億円

子ども（小・中・高校生）の家庭内学習やクラブ活動参加を促進するための新たな給付を創設することにより、子どもの学習及び健全育成を支援する。

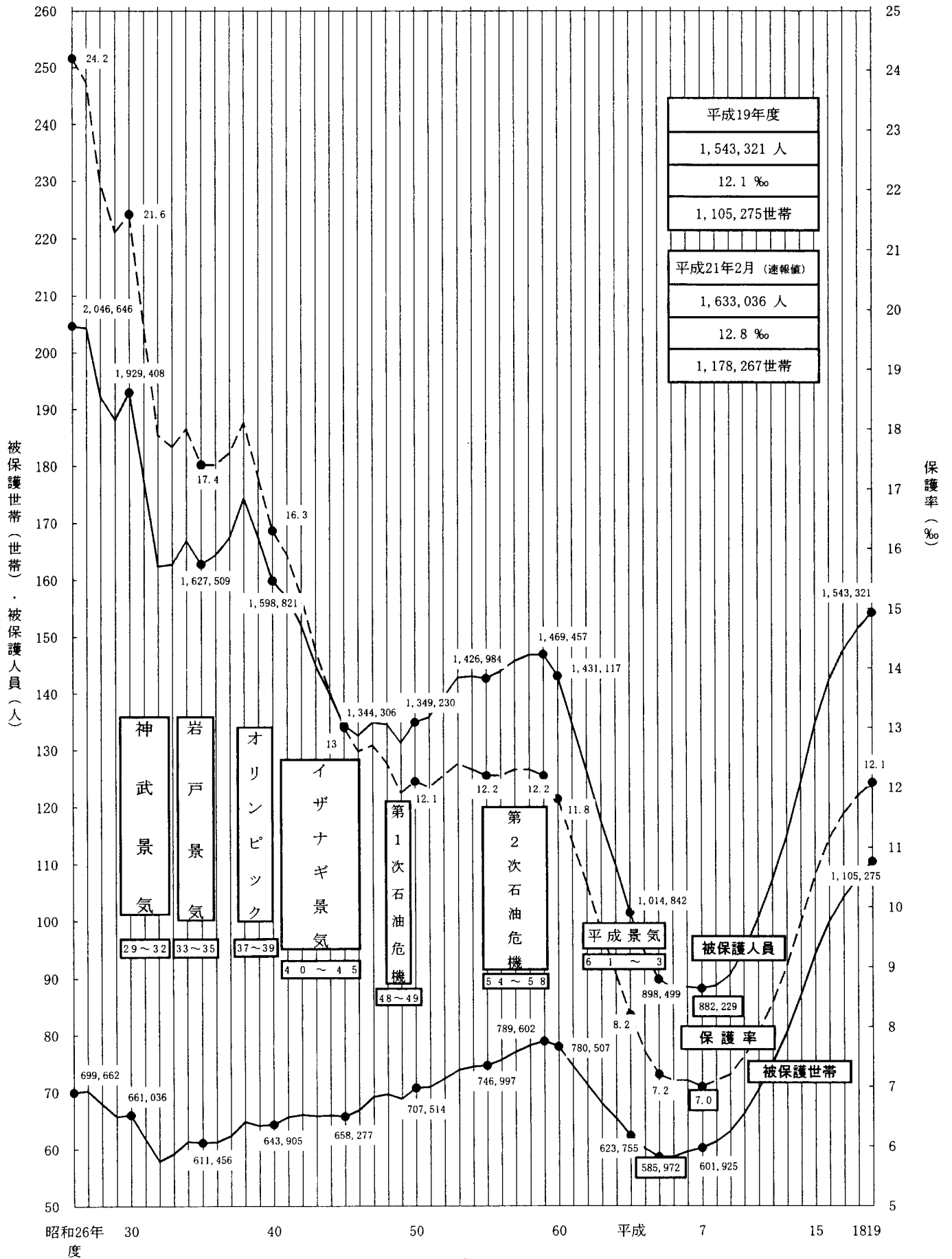
V 生活保護費国庫負担金

- ・ 厳しい雇用情勢の中で増加傾向にある被保護者数の伸びを踏まえた必要な財源を確保

612 億円

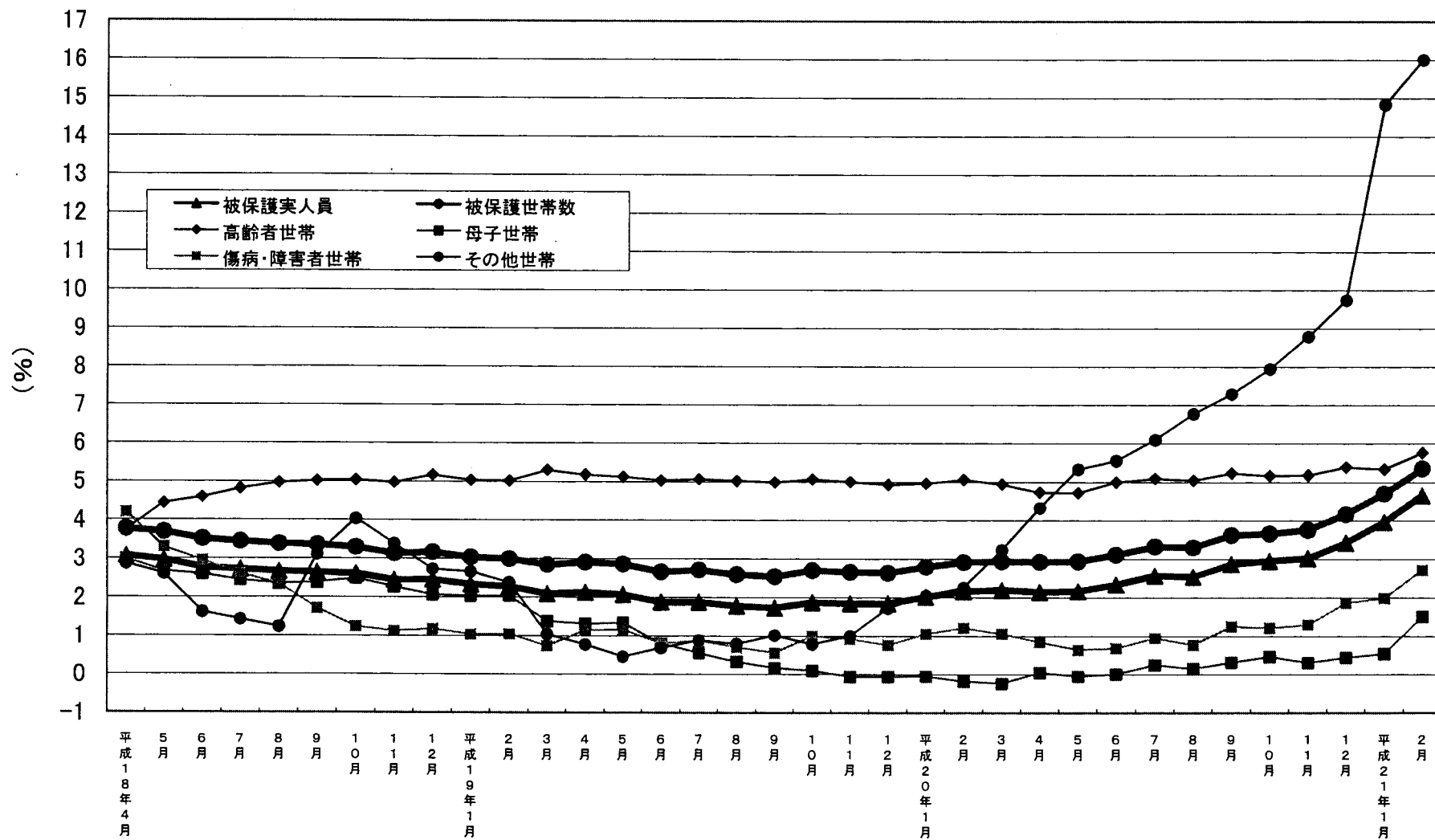
保護の動向

(万) 被保護世帯数、被保護人員、保護率の年次推移



資料：福祉行政報告例

被保護実人員、世帯類型別被保護世帯数の対前年同月伸び率の推移

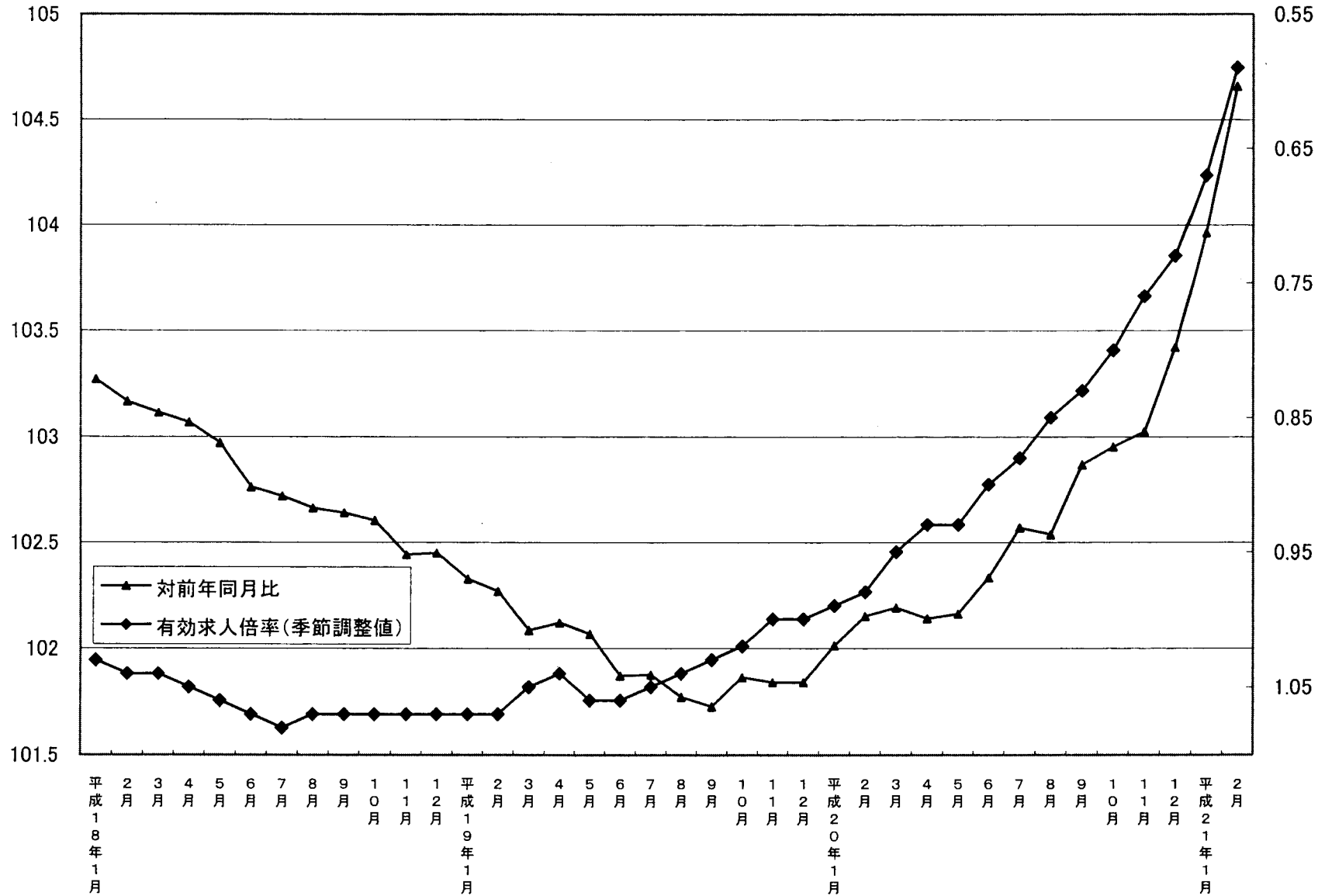


資料：福祉行政報告例(速報値)

被保護実人員の対前年同月比と有効求人倍率の推移

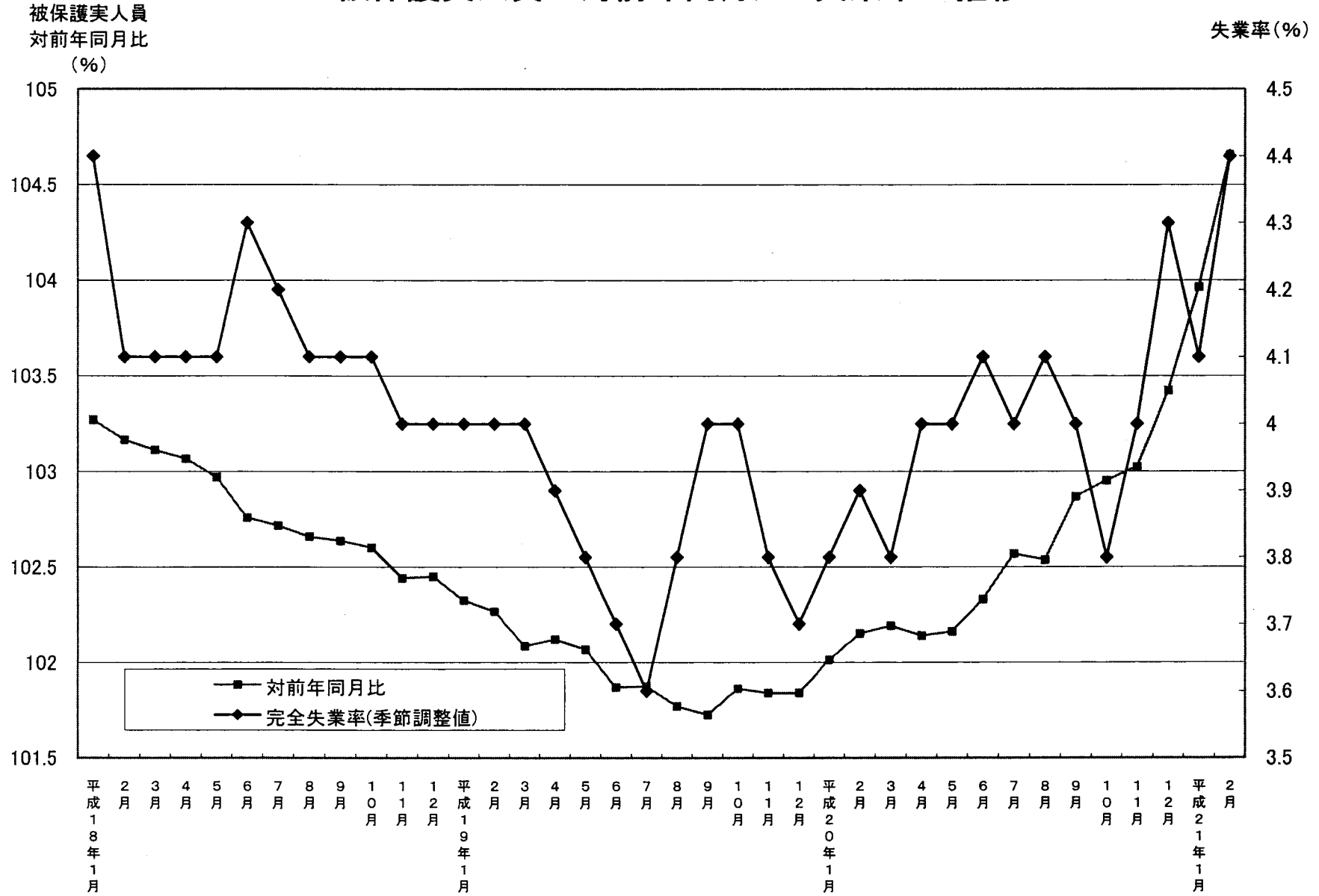
被保護実人員
対前年同月比
(%)

有効求人倍率(倍)



資料: 福祉行政報告例、職業安定業務統計

被保護実人員の対前年同月比と失業率の推移



資料: 福祉行政報告例、労働力調査(総務省)

被保護世帯数、被保護人員、保護率及び申請件数の推移

	被保護世帯数	被保護人員	保護率	申請件数
	世帯	人	%	件
平成20年2月	1,118,389	1,560,360	12.2	16,004
3月	1,122,341	1,566,668	12.3	17,446
4月	1,121,240	1,558,682	12.2	17,515
5月	1,124,855	1,560,990	12.2	18,071
6月	1,128,299	1,564,367	12.3	17,987
7月	1,133,872	1,571,689	12.3	19,866
8月	1,136,993	1,575,132	12.3	16,257
9月	1,141,339	1,581,390	12.4	18,420
10月	1,147,693	1,590,412	12.5	20,062
11月	1,151,904	1,595,934	12.5	18,478
12月	1,159,630	1,606,714	12.6	19,147
平成21年1月	1,168,354	1,618,543	12.7	25,298
2月	1,178,267	1,633,036	12.8	24,434

資料：福祉行政報告例（平成20年4月以降は速報値）

世帯類型別世帯数の推移

単位：世帯

	計	高齢者世帯	母子世帯	障害・傷病世帯	その他の世帯
平成20年2月	1,115,915	500,977	94,500	407,099	113,339
3月	1,119,938	513,179	92,266	400,241	114,252
4月	1,118,651	514,650	91,752	398,232	114,017
5月	1,122,204	515,817	91,778	399,520	115,089
6月	1,125,535	517,602	91,954	400,315	115,664
7月	1,131,038	519,318	92,442	402,351	116,927
8月	1,133,991	520,189	92,582	403,297	117,923
9月	1,138,317	521,517	92,947	405,108	118,745
10月	1,144,675	523,318	93,670	407,686	120,001
11月	1,148,942	524,517	94,014	408,965	121,446
12月	1,156,665	526,377	94,535	412,237	123,516
平成21年1月	1,165,493	526,837	94,771	414,160	129,725
2月	1,175,386	529,824	95,923	418,163	131,476

資料：福祉行政報告例（平成20年4月以降は速報値）

都道府県・指定都市・中核市別申請件数

		H20.10	H20.11	H20.12	H21.1	H21.2			H20.10	H20.11	H20.12	H21.1	H21.2
		件	件	件	件	件			件	件	件	件	件
総計		20,062	18,478	19,147	25,298	24,434	指定都市(別掲)						
北海道		598	589	546	699	602	札幌市		616	648	587	695	743
青森県		175	202	154	240	187	仙台市		134	112	125	181	184
岩手県		105	81	79	121	113	さいたま市		218	190	227	279	223
宮城県		120	85	102	170	154	千葉市		168	188	210	261	254
秋田県		90	88	105	136	107	横浜市		624	574	584	814	796
山形県		65	65	70	92	86	川崎市		343	253	371	351	372
福島県		119	100	100	119	140	新潟市		89	81	73	116	102
茨城県		267	235	243	318	307	静岡市		62	67	62	74	90
栃木県		103	94	131	181	153	浜松市		63	65	71	114	106
群馬県		116	111	109	185	173	名古屋		618	532	615	1,033	944
埼玉県		672	584	558	822	803	京都市		427	361	458	608	541
千葉県		514	381	414	572	537	大阪市		1,769	1,765	1,707	2,143	2,419
東京都		2,817	2,615	2,880	3,988	3,404	堺市		244	204	199	242	236
神奈川県		346	308	277	421	453	堺市		377	377	323	454	383
新潟県		110	91	108	104	109	広島市		266	263	305	358	301
富山県		17	18	14	22	22	北九州市		212	217	215	265	264
石川県		35	22	23	47	34	福岡市		447	409	418	492	491
福井県		37	32	31	44	56	中核市(別掲)						
山梨県		43	40	47	70	66	旭川市		81	73	86	94	109
長野県		102	80	91	167	142	函館市		114	92	89	99	111
岐阜県		50	52	45	86	101	青森市		51	57	55	72	48
静岡県		140	120	123	155	190	盛岡市		49	41	56	71	47
愛知県		237	213	241	407	379	秋田市		50	39	44	74	68
三重県		152	161	183	251	242	山形市		24	33	39	40	40
滋賀県		108	101	82	147	155	いわき市		29	25	28	37	38
京都府		109	92	134	154	148	宇都宮市		90	75	90	118	101
大阪府		788	785	773	854	919	川崎市		32	33	38	68	66
兵庫県		327	309	308	394	403	船橋市		96	71	85	92	100
奈良県		111	84	109	112	117	柏市		38	42	47	42	72
和歌山県		90	62	62	70	73	横須賀市		33	31	43	44	39
鳥取県		84	63	82	108	104	相模原市		131	103	103	126	152
島根県		43	43	44	72	67	富山県		12	17	12	19	27
岡山県		61	50	73	93	94	金沢市		31	34	38	43	51
広島県		121	109	116	179	178	長野市		36	34	25	47	43
山口県		112	111	95	127	135	岐阜市		52	58	41	60	79
徳島県		131	114	85	132	122	豊橋市		23	25	25	40	40
香川県		49	49	46	58	47	豊田市		17	16	21	49	64
愛媛県		74	71	78	122	100	岡崎市		19	28	24	59	51
高知県		127	108	86	123	114	高槻市		42	42	35	51	42
福岡県		496	410	379	528	480	東大阪市		173	152	161	172	197
佐賀県		92	67	81	82	74	姫路市		82	48	74	115	83
長崎県		161	128	159	154	163	西宮市		48	33	40	39	50
熊本県		96	88	89	115	113	奈良市		68	39	55	52	47
大宮		137	113	129	145	149	和歌山市		71	64	61	106	70
大宮		103	82	105	105	113	岡山県		109	113	111	138	150
鹿児島県		186	192	136	170	165	倉敷市		53	41	62	101	84
沖縄県		270	291	323	306	353	福山市		59	63	68	79	100
							下関市		22	26	27	24	29
							高松市		64	61	59	60	61
							松山市		86	91	71	118	113
							高知市		96	91	82	112	108
							留米市		35	49	46	65	52
							長崎市		91	92	89	101	111
							熊本分岐市		113	129	91	153	122
							大宮		61	62	80	85	77
							大宮		53	57	48	65	60
							鹿児島		145	103	100	121	137

資料:福祉行政報告例(速報値)